

項目	改革工程表における記述	経済財政運営と改革の基本方針2018における記述	医療保険部会における主な意見	厚生労働省の考え方
外来受診時の定額負担	上記以外の措置（選定療養による定額負担の対象となる医療機関の範囲の見直し）として、病院・診療所間の機能分化や医療保険財政の持続可能性の観点等を踏まえつつ、かかりつけ医の普及を進めるとともに、かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入を含め、外来受診時の定額負担の在り方について、関係審議会等においてさらに検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる	病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、外来受診時等の定額負担導入を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診抑制を招き、重症化につながることを懸念している。紹介状なしで大病院を受診した場合の定額負担が導入されたばかりなので、まずはその状況を見るべきではないか。 ・ かかりつけ医は、地域医療構想の実現や地域包括ケアの推進のために重要であるが、何をもち「かかりつけ医以外」とするか不明確なため、慎重な対応が必要。 ・ 平成14年健保法改正法附則第2条に反するものであり新たに定額負担を求めることは反対である。 	「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、外来受診時等の定額負担導入を検討する」とこととされていることを踏まえ、定額負担の在り方について、関係者の意見等を考慮しつつ、引き続き、医療保険部会において検討する。
後期高齢者の窓口負担	医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論	団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金収入のみの方にとって、医療費を支払うことは負担であり、負担を引き上げるべきではない。 ・ 支える現役世代の負担や制度の持続可能性を考えると、窓口負担の引き上げはやむをえない。 	「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」とこととされていることを踏まえ、窓口負担の在り方について、関係者の意見等を考慮しつつ、引き続き、医療保険部会において検討する。

項目	改革工程表における記述	経済財政運営と改革の基本方針2018における記述	医療保険部会における主な意見	厚生労働省の考え方
薬剤自己負担	<p>薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点等を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる</p>	<p>薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点等を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から、引き続き関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフメディケーションを推進していく観点から、スイッチ OTC 化された医療用医薬品については、給付率の引下げでなく、保険適用から外すべき。 ・ 平成 14 年改正法附則の趣旨から保険外しは反対。特に高齢者は服薬管理の問題もあり、慎重に考えるべき。 ・ まずは、後発品の使用促進や不適切な重複投薬や多剤投薬等の削減に努めて薬剤費を下げていくべき。 	<p>「薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点等を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から」検討することとされていることを踏まえ、自己負担の在り方について、関係者の意見等を考慮しつつ、引き続き、医療保険部会において検討する。</p>
金融資産を勘案した負担	<p>マイナンバーの導入等の正確な金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、引き続き、医療保険制度における負担への反映方法について関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる</p>	<p>高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めることを検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状では金融資産を正確に把握する仕組みはなく、自己申告ベースである。 ・ 福祉的な性格を有する介護保険の補足給付における資産把握とは異なるのではないか。 	<p>「所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めることを検討することとされていることを踏まえ、負担の在り方について、実務上の見通しや関係者の意見等を考慮しつつ、引き続き、医療保険部会において検討する。</p>

「現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための課題」については対応済

外来受診時の定額負担について

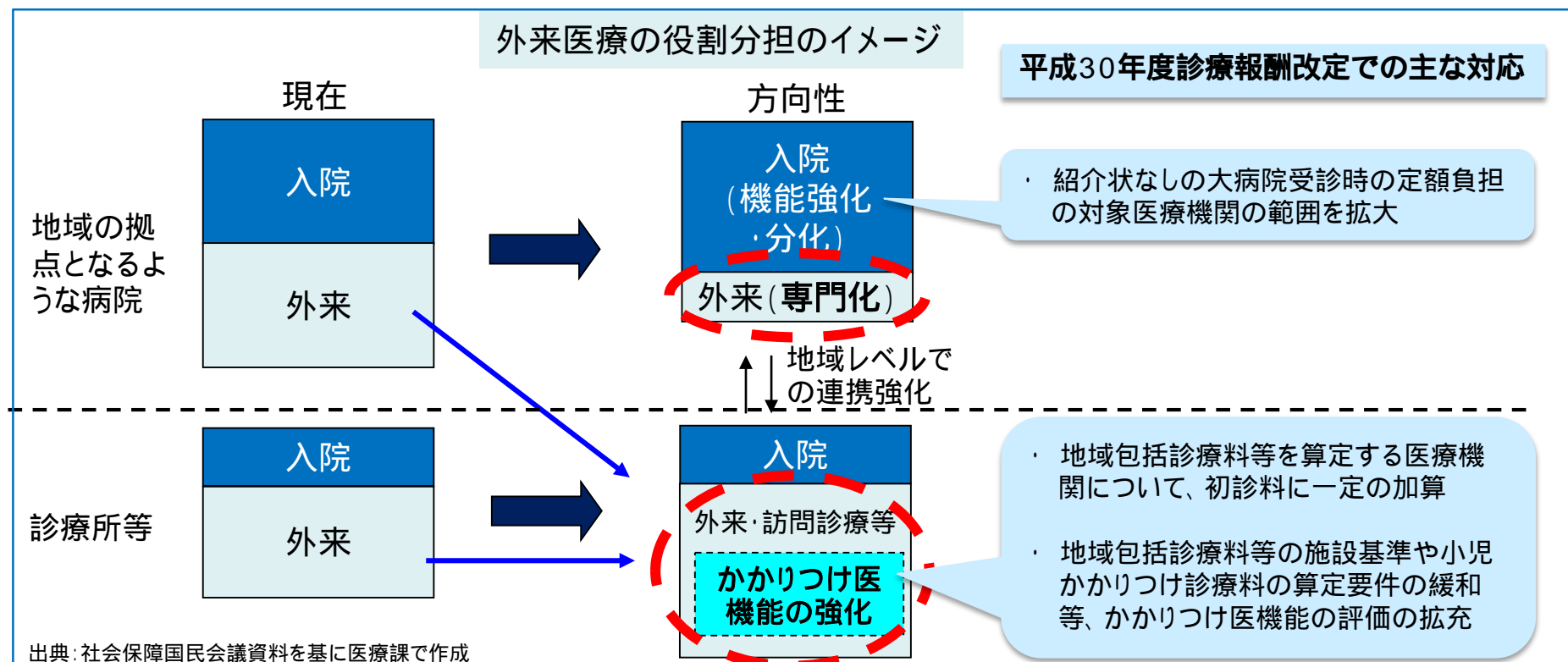
外来医療の今後の方向性(イメージ)

社会保障制度改革国民会議報告書(H25年8月6日)抜粋

新しい提供体制は、利用者である患者が大病院、重装備病院への選好を今の形で続けたままでは機能しない
フリーアクセスの基本は守りつつ、限りある医療資源を効率的に活用するという医療提供体制改革に即した観点からは、医療機関間の適切な役割分担を図るため、「緩やかなゲートキーパー機能」の導入は必要

大病院の外来は紹介患者を中心とし、一般的な外来受診は「かかりつけ医」に相談することを基本とするシステムの普及、定着は必須

医療の提供を受ける患者の側に、大病院にすぐに行かなくとも、気軽に相談できるという安心感を与える医療体制の方が望ましい



紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担（平成30年度改定後）

○ 保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進のため、平成28年度から一定規模以上の保険医療機関について、定額の徴収を責務とする。

特定機能病院及び許可病床400床以上の地域医療支援病院については、現行の選定療養の下で、定額の徴収を責務とする。平成30年度診療報酬改定において、一般病床500床以上から許可病床400床以上へと見直し

定額負担は、徴収する金額の最低金額として設定するとともに、初診については5,000円（歯科は3,000円）、再診については2,500円（歯科は1,500円）とする。

現行制度と同様に、緊急その他やむを得ない事情がある場合については、定額負担を求めないこととする。その他、定額負担を求めなくても良い場合を定める。

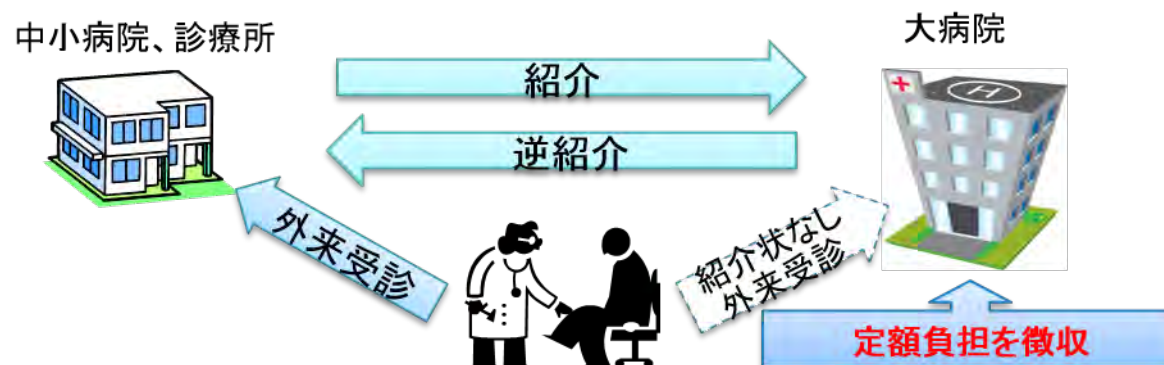
[緊急その他やむを得ない事情がある場合]

救急の患者、公費負担医療の対象患者、無料低額診療事業の対象患者、HIV感染者

[その他、定額負担を求めなくて良い場合]

- 自施設の他の診療科を受診中の患者
- 医科と歯科の間で院内紹介した患者
- 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった患者 等

自治体による条例制定が必要な公的医療機関については、条例を制定するまでの期間を考慮し、6か月の経過措置を設ける。



外来時の負担等に関する医療保険部会における主なご意見

議論の整理(抄)

平成28年12月20日
社会保障審議会医療保険部会

(かかりつけ医の普及の観点からの外来時の定額負担)

かかりつけ医の普及に向けて、まずは病院・診療所間の機能分化の観点から、医療保険財政の持続可能性の観点等を踏まえつつ、病院への外来受診時の定額負担に関し、現行の選定療養による定額負担の対象の見直しを含め、具体的な検討を進めるとの方向性に異論はなかった。その上で、かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入を含め、かかりつけ医の普及を進める方策や外来時の定額負担の在り方について、幅広く検討を進めるべきとの意見があった。

【主なご意見】

紹介状なし大病院受診時の定額負担に関するご意見

- 選定療養により負担に差をつけることは、医療機関の地域的な分布の問題や受診行動の誘導につながり得るのかということを含め、時間をかけて議論する必要がある。
- 紹介状なしで大病院に受診した場合の定額負担について、医療機関の機能分化・連携を促進する観点から、その取扱いを拡充していくべきではないか。その際、保険財政の負担軽減につながる形を考えるべき。

外来時の負担等に関する医療保険部会における主なご意見

かかりつけ医以外の外来時の定額負担に関するご意見

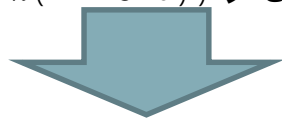
- 外来の機能分化・連携については、可能な限り取り組みを進めていくべき。
- 大病院への患者集中と混雑等を解消し、至急の診療等を必要とする患者の医療へのアクセスを円滑・迅速にすることを教育課程で教科書等を書いて啓発する、社会教育の生涯学習の中で広報するなどした方がいいのではないか。
- 頻回受診の防止や医療保険財政の観点から、広く定額負担を求めることは重要ではないか。今回の提案については、かかりつけ医の定義や実務上の課題を検討した上で実現可能であれば、それも1つの方策になるのではないか。
- 受診抑制を招き、重症化につながることを懸念している。紹介状なしで大病院を受診した場合の定額負担が導入されたばかりなので、まずはその状況を見るべきではないか。
- 紹介状なしで大病院を受診した場合の定額負担は、大病院の勤務医の負担軽減等の観点から実施したものであり、今回のものとは異なる議論である。
- かかりつけ医は、地域医療構想の実現や地域包括ケアの推進のために重要であるが、診療科ごとにかかりつけ医を持つ患者がいることや若者はそもそも受診頻度が低いということでかかりつけ医を持っていない方もおり、何をもち「かかりつけ医以外」とするか不明確なため、慎重な対応が必要。
- まずは、かかりつけ医の定義について関係者間で共通理解を得ること、プライマリ・ケアを担う地域医療の全体像を明確にすることが必要。
- 平成14年健保法改正法附則第2条に反するものであり新たに定額負担を求めることは反対である。
- かかりつけ医普及の観点からの外来時定額負担については反対だが、定額負担には様々なバリエーションがあるので、定額負担の導入、7割給付の考え方等を含めた患者の負担の在り方について幅広い議論を行ってはどうか。

その他

- かかりつけ医については、その普及の観点から、名称についても検討するべきではないか。

外来時の負担等について

平成27年国保法等改正によって平成28年4月から定額負担の徴収が義務化された特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院については、平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査では、平成28年10月は平成27年10月と比べ定額負担徴収の対象となる紹介状なしの患者比率が減少(42.6% 39.7%(2.9%))するなど、一定の効果が見られる。



改革工程表において、「かかりつけ医の普及に向けて、まずは病院・診療所間の機能分化の観点から、医療保険財政の持続可能性の観点等を踏まえつつ、病院への外来受診時の定額負担に関し、現行の選定療養による定額負担の対象の見直しを含め」具体的に検討していくとなっていることを踏まえ、平成30年度診療報酬改定において、特定機能病院及び許可病床400床以上の地域医療支援病院に対象を拡大した。

その上で、改革工程表では、「かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入を含め、かかりつけ医の普及を進める方策や外来時の定額負担の在り方」について、さらに検討することとなっているが、これについてどう考えるか。

後期高齢者の窓口負担について

医療費の一部負担（自己負担）割合について

それぞれの年齢層における一部負担（自己負担）割合は、以下のとおり。

- ・ 75歳以上の者は、1割（現役並み所得者は3割。）。
- ・ 70歳から74歳までの者は、2割（現役並み所得者は3割。）。
- ・ 70歳未満の者は3割。6歳（義務教育就学前）未満の者は2割。

平成26年4月以降70歳となる者が対象。これまで、予算措置により1割に凍結してきたが、世代間の公平を図る観点から止めるべき等との指摘を踏まえ、平成26年度から、高齢者の生活に過大な影響が生じることのないよう配慮を行った上で、段階的に2割とした。

	一般・低所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	3割負担
70歳	2割負担 平成26年4月以降70歳になる者から	
6歳 (義務教育就学後)	3割負担	
	2割負担	

法律の検討規定

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(抄)

(平成25年12月13日公布・施行)

(医療制度)

第4条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。))第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。第七項第二号二において同じ。)による医療保険制度及び高齢者医療確保法による後期高齢者医療制度(同項において「医療保険制度等」という。)に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持することを旨として、医療制度について、この条に定めるところにより、必要な改革を行うものとする。

2～6 (略)

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一～三 (略)

8 政府は、前項の措置を平成26年度から平成29年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

9 政府は、第7項の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。

10～11 (略)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(抄)

(平成27年5月29日公布・施行)

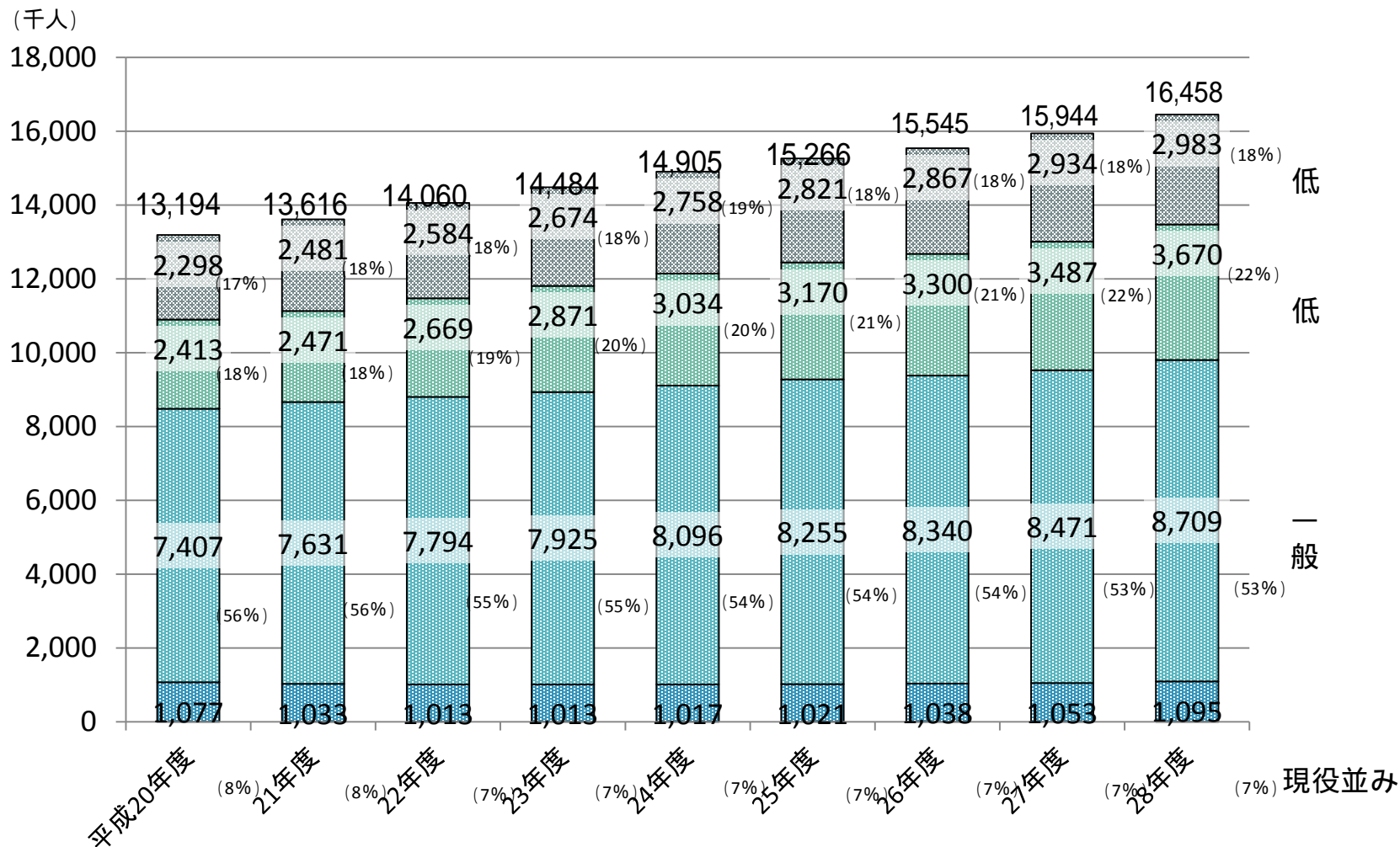
附 則

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を構築する観点から、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

後期高齢者医療制度の被保険者数の推移(所得階層別)

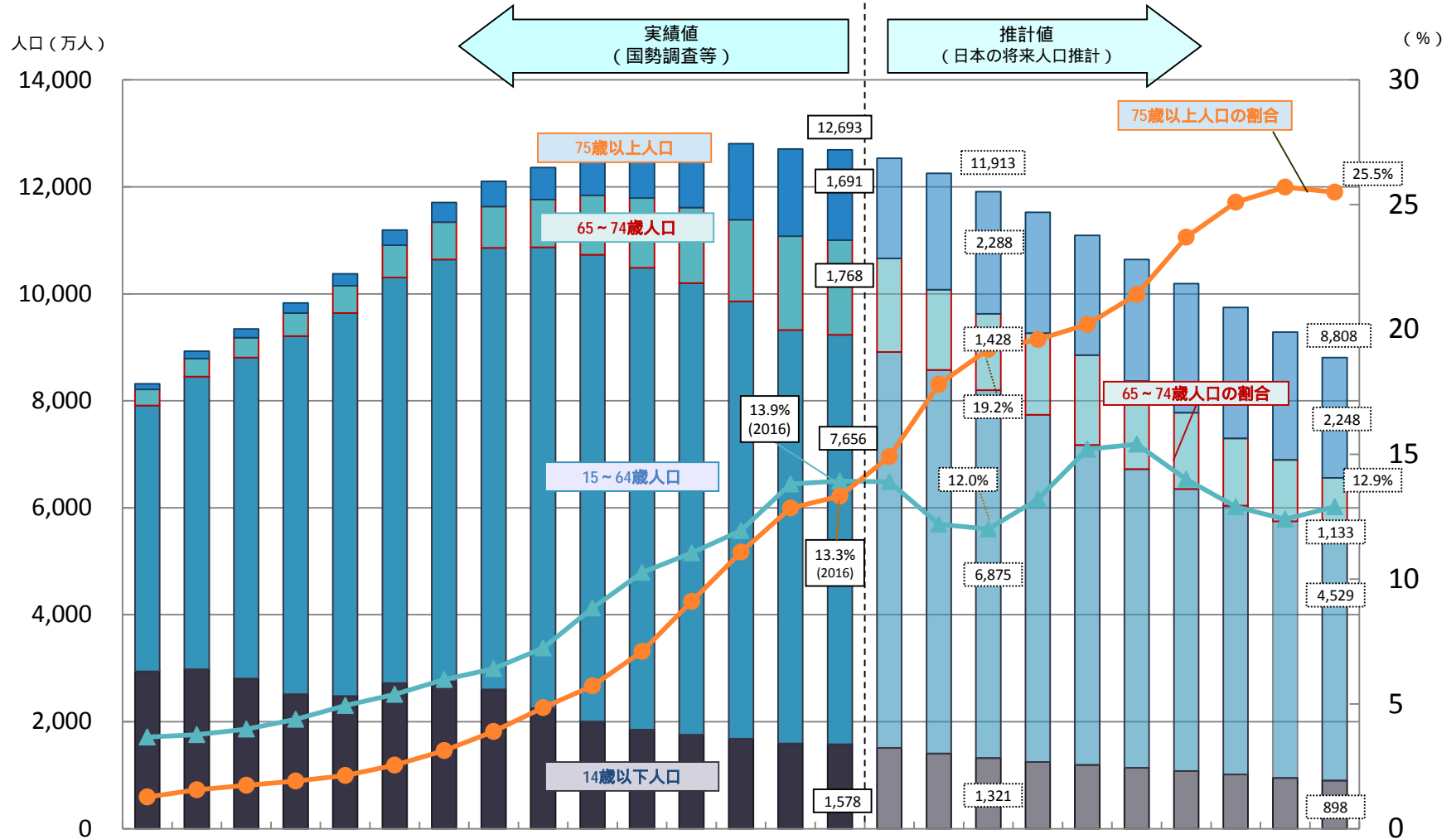
後期高齢者医療制度の被保険者数は、平成28年度は約1,646万人(平成20年度から約25%増)となり、総人口の7人に1人は75歳以上。



出典：後期高齢者医療事業状況報告(平成28年度)

今後の年齢階級別人口の推計

今後、日本の総人口が減少に転じていく中、高齢者(特に75歳以上の高齢者)の占める割合は増加していき、2055年には人口の4人に1人が75歳以上となると推計。

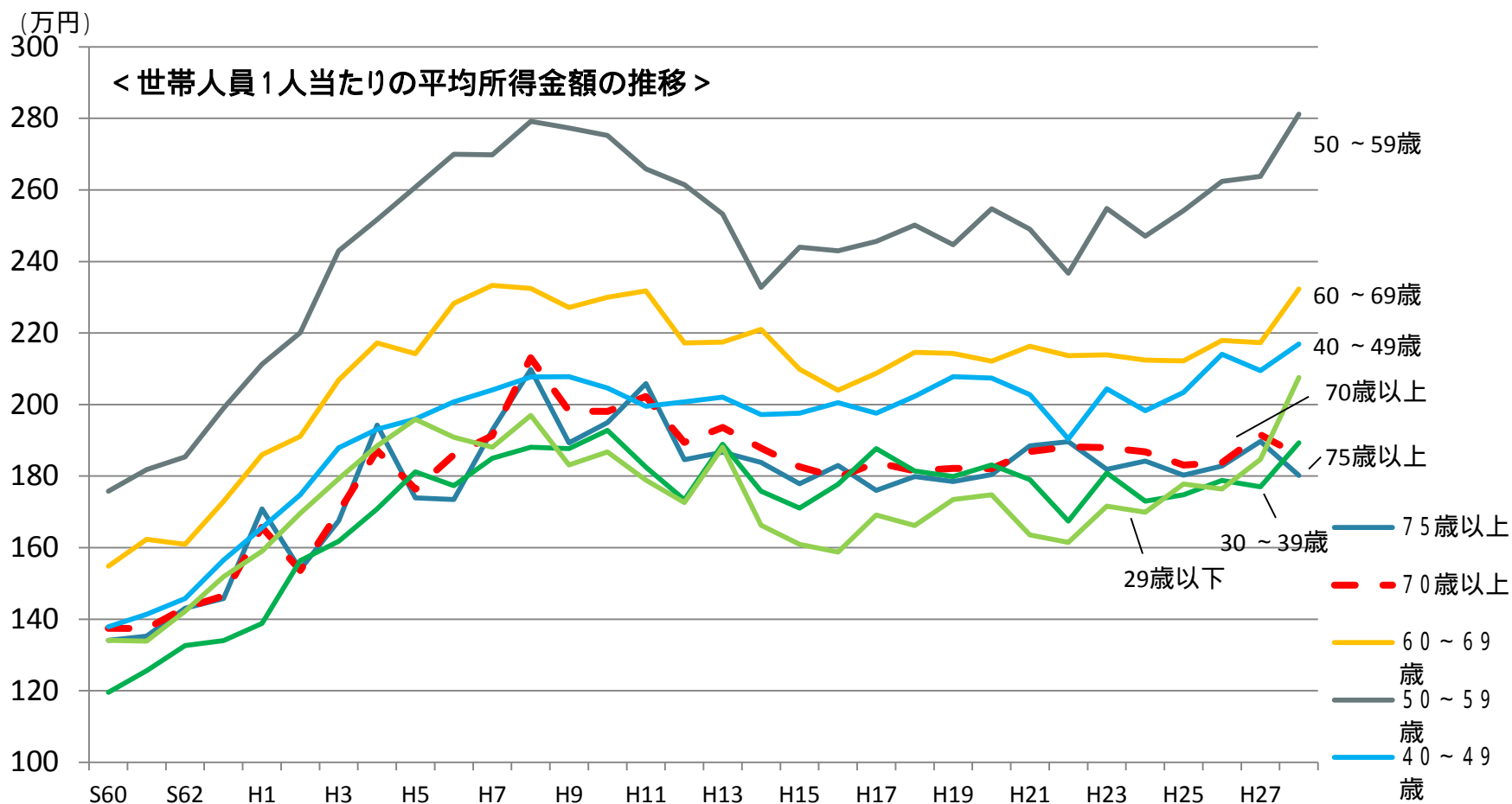


1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2016 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065

資料：2016年までは総務省統計局「国勢調査」および「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)中位推計」

年齢階級別の平均所得額の推移

70歳以上や75歳以上の者が世帯主である世帯の1人当たり所得額は、ここ10年ほど概ね横ばい。

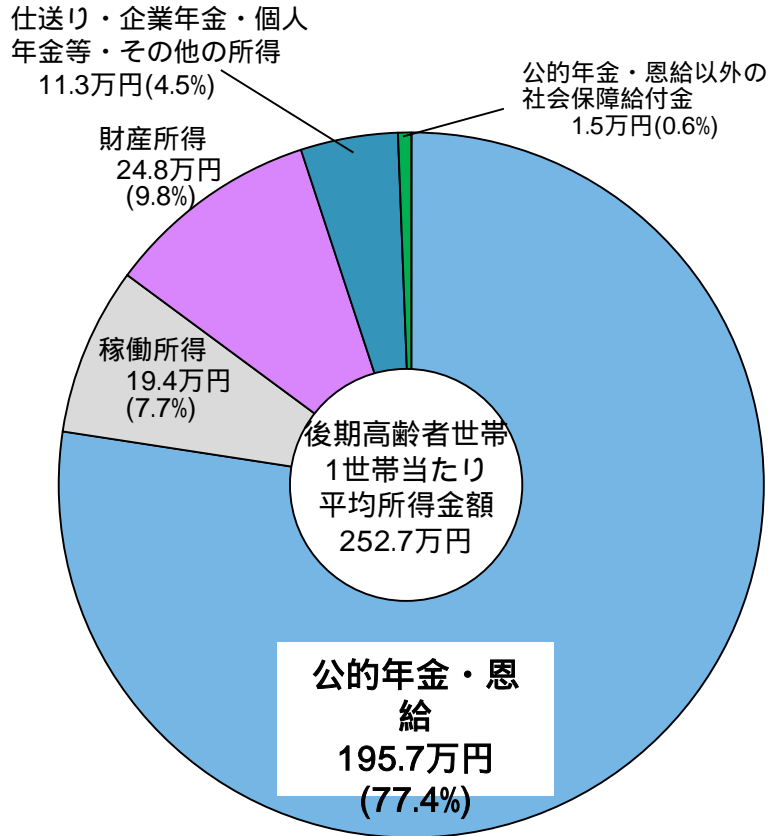


出典: 国民生活基礎調査(平成29年)を基に作成

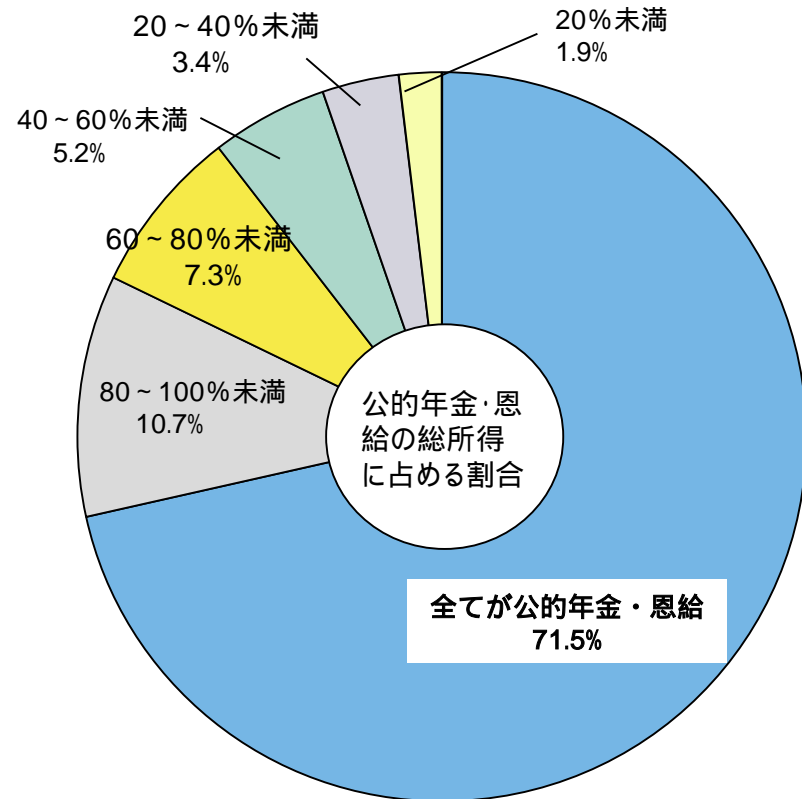
後期高齢者世帯の所得の内訳

後期高齢者世帯の所得の約8割を公的年金等が占める。
約7割の後期高齢者世帯の所得が公的年金等のみとなっている。

< 後期高齢者世帯の所得の種類別 1世帯当たり平均所得金額 >



< 公的年金・恩給を受給している後期高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合 >



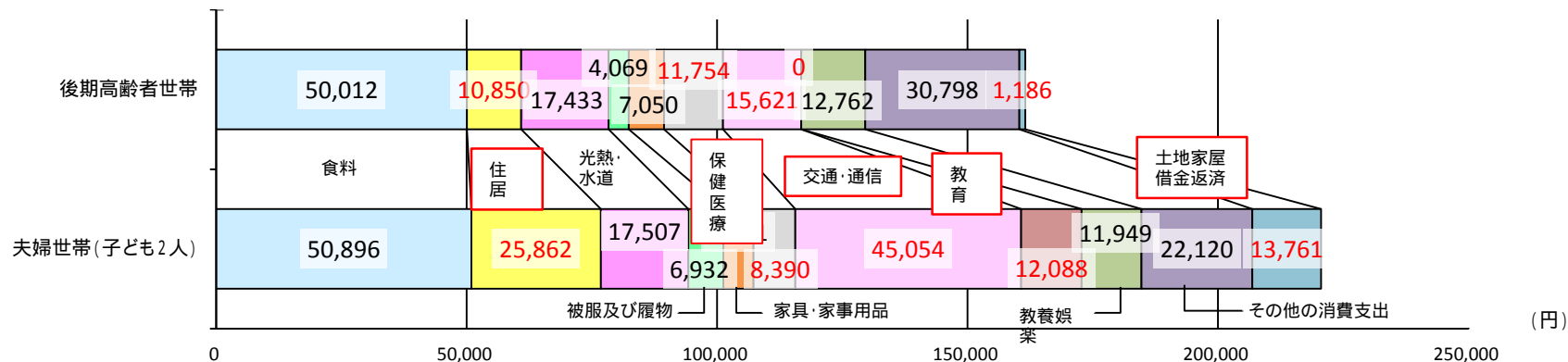
後期高齢者世帯とは、75歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

出典：平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)の調査票情報を厚生労働省保険局調査課において独自集計したもの。

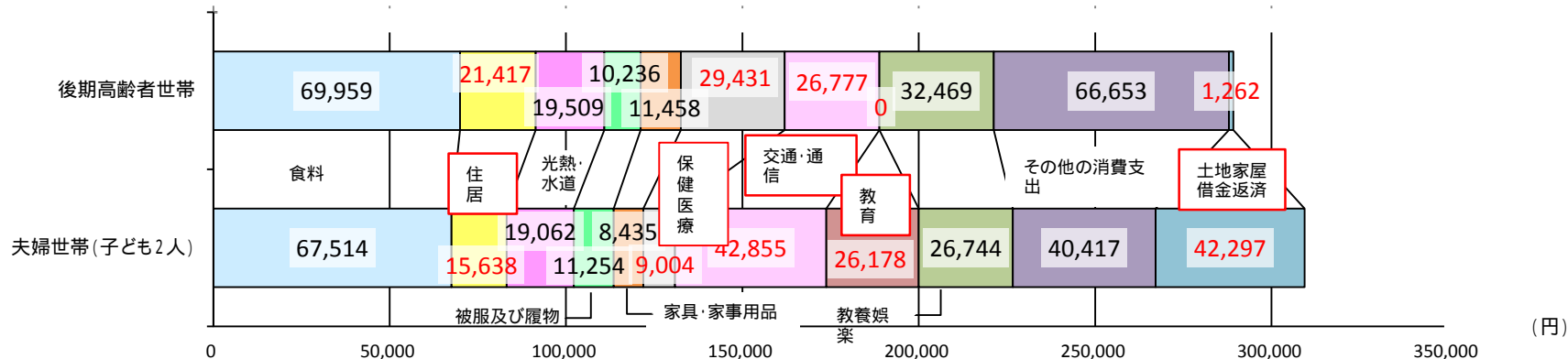
後期高齢者世帯と夫婦世帯(子ども2人)の消費支出内訳の比較(年間収入階級別)

現役世代と高齢者世代の消費支出について比較すると、後期高齢者世帯は保健医療に関する支出が多い一方、現役世帯は教育や土地家屋借金返済を始めとする他の支出が多くなっている。

<年間収入階級 200万円～300万円>



<年間収入階級 500万円～600万円>

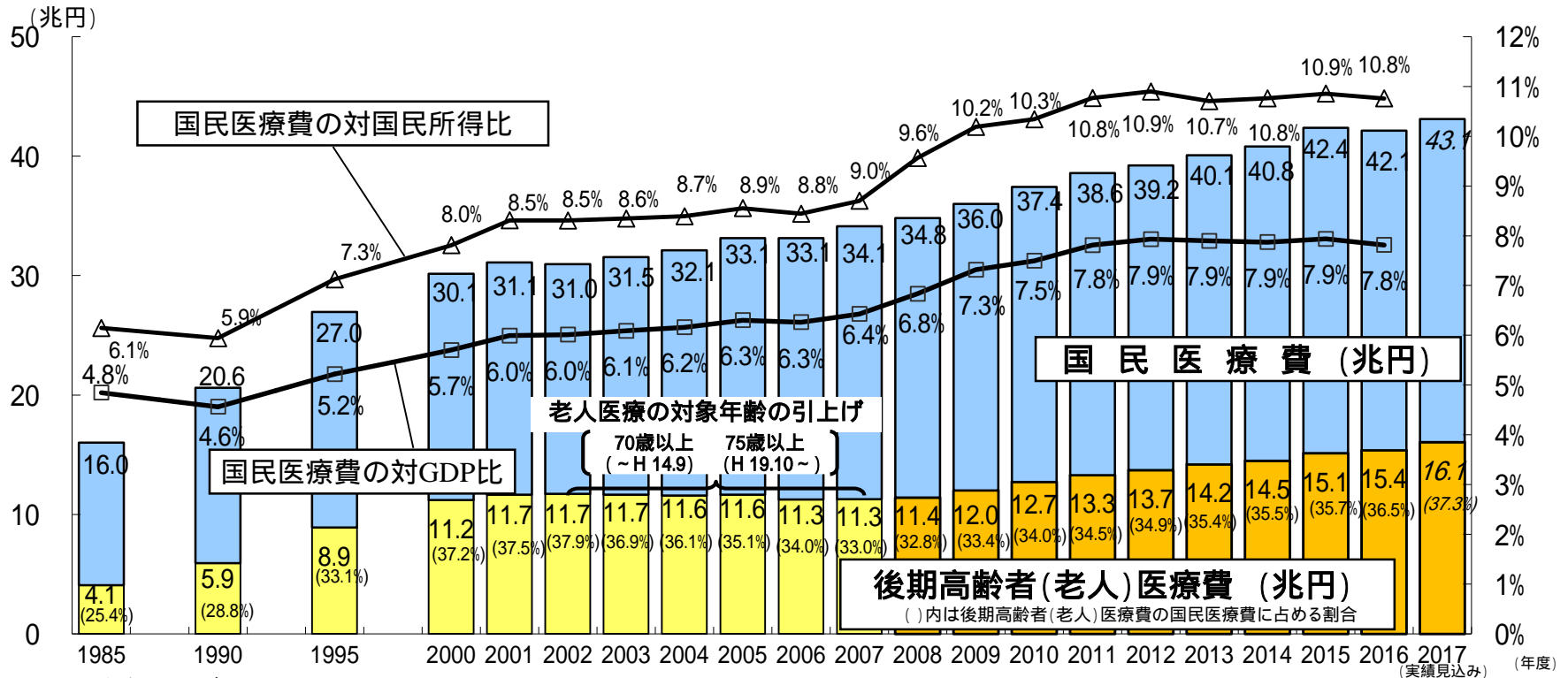


(注1) 総務省統計局「平成26年度 全国消費実態調査」の調査票情報を厚生労働省保険局調査課において独自集計したもの。
 (注2) 「消費支出」及び「実支出以外の支払」のうち「土地家屋借金返済」について集計。
 (注3) 後期高齢者世帯は75歳以上夫婦のみ世帯、夫婦世帯(子ども2人)は夫婦と未婚の子ども2人(世帯主のみ有業者)の世帯。

医療費の動向

近年、国民医療費は対前年比 +2～3%程度の伸びであり、2017年度は +2.3%。
(2015、2016年度は一時的な要因により変動が大きいが平均すると +1.7%程度。)

2017年度の国民医療費43.1兆円(見込み)のうち、16.1兆円が後期高齢者医療費。



< 対前年度伸び率 >

	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	(S60)	(H2)	(H7)	(H12)	(H13)	(H14)	(H15)	(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	1.8	3.2	0.5	1.9	1.8	3.2	0.0	3.0	2.0	3.4	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	0.5	2.3
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	5.1	4.1	0.6	0.7	0.7	0.6	3.3	0.1	1.2	5.2	5.9	4.5	3	3.6	2.1	4.4	1.6	4.4

注1 国民所得及びGDPは内閣府発表の国民経済計算による。

注2 2017年度の国民医療費(及び後期高齢者医療費、以下同じ。)は実績見込みである。2017年度分は、2016年度の国民医療費に2017年度の概算医療費の伸び率(上表の斜字体)を乗じることによって推計している。

() 70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割 2割)。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

出典:平成28年度までは国民医療費、平成29年度については医療費の動向(概算医療費)

医療費の伸び率の要因分解

近年の医療費の伸び率を要因分解すると、「高齢化」で+1.0～1.6%前後の伸び率となっている。

	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
医療費の伸び率	1.9%	1.8%	3.2%	-0.0%	3.0%	2.0%	3.4%	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.3% (注1)
人口増の影響	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2% (注1)
高齢化の影響	1.6%	1.5%	1.8%	1.3%	1.5%	1.3%	1.4%	1.6%	1.2%	1.4%	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	1.2% (注1)
診療報酬改定等		-1.0%		-3.16%		-0.82%		0.19%		0.004%		0.1% (-1.26%) 消費税対応 1.36% (注3)		-1.33% (注4)	
その他 (- - -) ・医療の高度化 ・患者負担の見直し等	0.2%	1.2%	1.3%	1.8%	1.5%	1.5%	2.2%	2.1%	2.1%	0.4%	1.1%	0.7%	2.9%	-0.1%	1.3% (注1)
制度改正	H15.4 被用者本人 3割負担等			H18.10 現役並み 所得高齢者 3割負担等		H20.4 未就学 2割負担						H26.4 70-74歳 2割負担 (注5)			

注1：医療費の伸び率は、平成28年度までは国民医療費の伸び率、平成29年度は概算医療費（審査支払機関で審査した医療費）の伸び率（上表の斜体字、速報値）であり、医療保険と公費負担医療の合計である。

注2：平成29年度の高齢化の影響は、平成28年度の年齢階級別（5歳階級）国民医療費と平成28、29年度の年齢階級別（5歳階級）人口からの推計値である。

注3：平成26年度の「消費税対応」とは、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分を指す。平成26年度における診療報酬改定の改定率は、合計0.10%であった。

注4：平成28年度の改定分-1.33%のうち市場拡大再算定の特例分等は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-1.03%。

なお、「市場拡大再算定の特例分等」とは年間販売額が極めて大きい品目に対する市場拡大再算定の特例の実施等を指す。

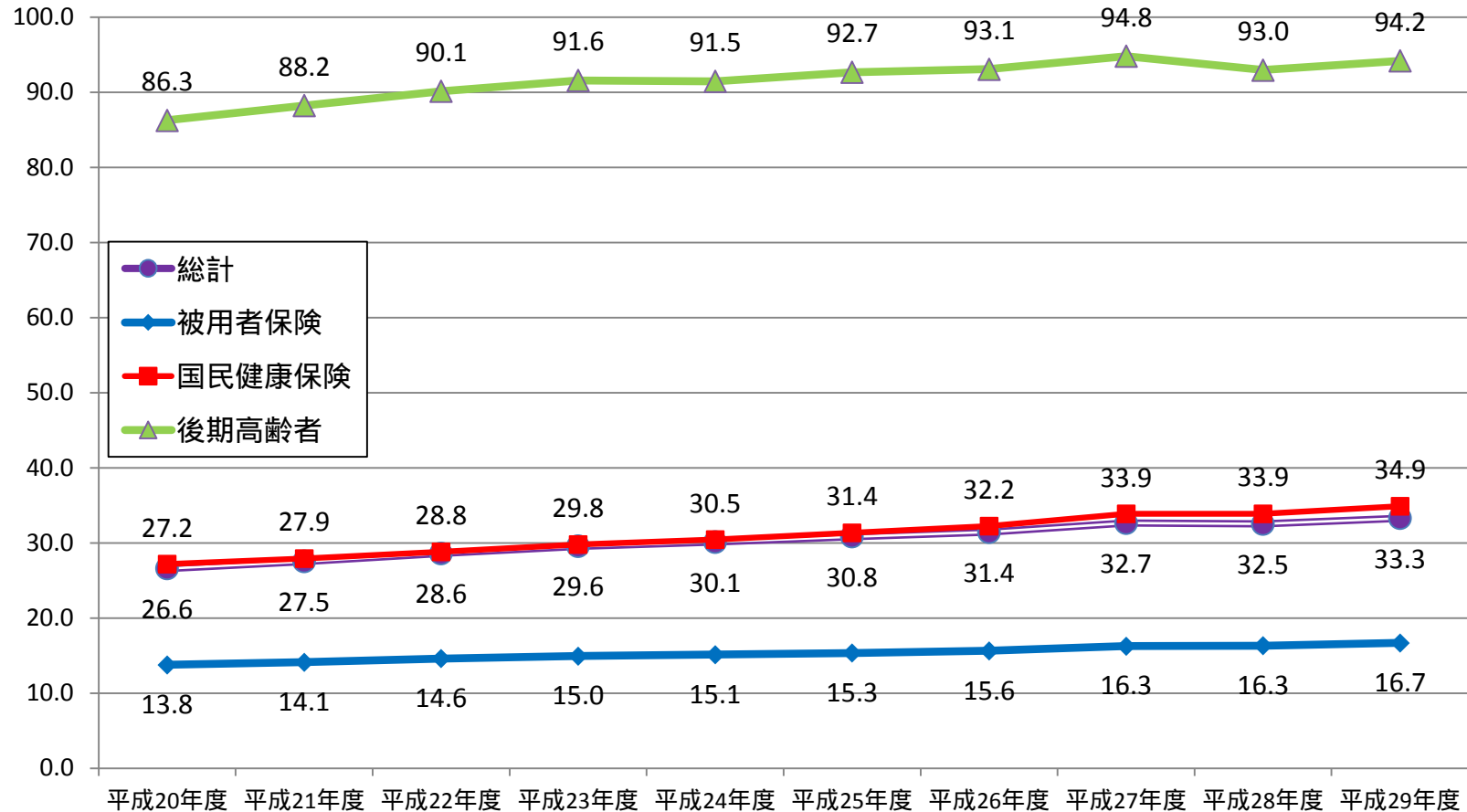
注5：70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除（1割→2割）。平成26年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

出典：平成28年度までは国民医療費、平成29年度については医療費の動向（概算医療費）

医療保険制度別 1人当たり医療費

後期高齢者の1人当たり医療費は約94万円(平成29年度)であり、医療制度総計・国民健康保険の約3倍、被用者保険の約6倍で推移している。

(単位:万円)

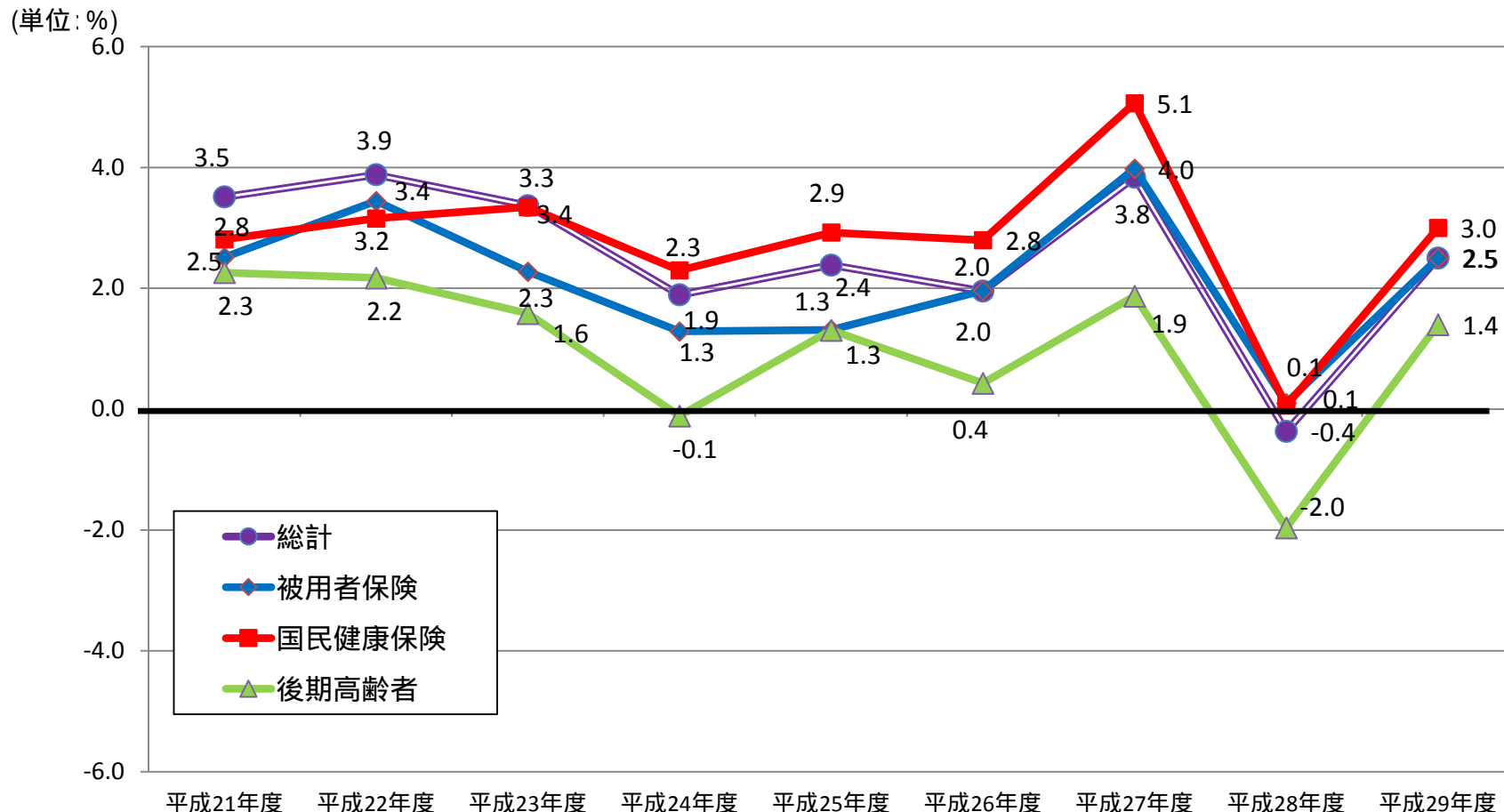


出典:医療費の動向調査(平成29年度)

注:後期高齢者は75歳以上の数値としている。

医療保険制度別 1人当たり医療費の伸び率(対前年度比)

後期高齢者の1人当たり医療費の伸び率(対前年度比)は、その他の制度の伸び率よりも概ね低くなっており、平成21～27年度までは約0%から約2%で推移し、平成28年度は-2.0%、平成29年度は1.4%となっている。



出典:医療費の動向調査(平成29年度)

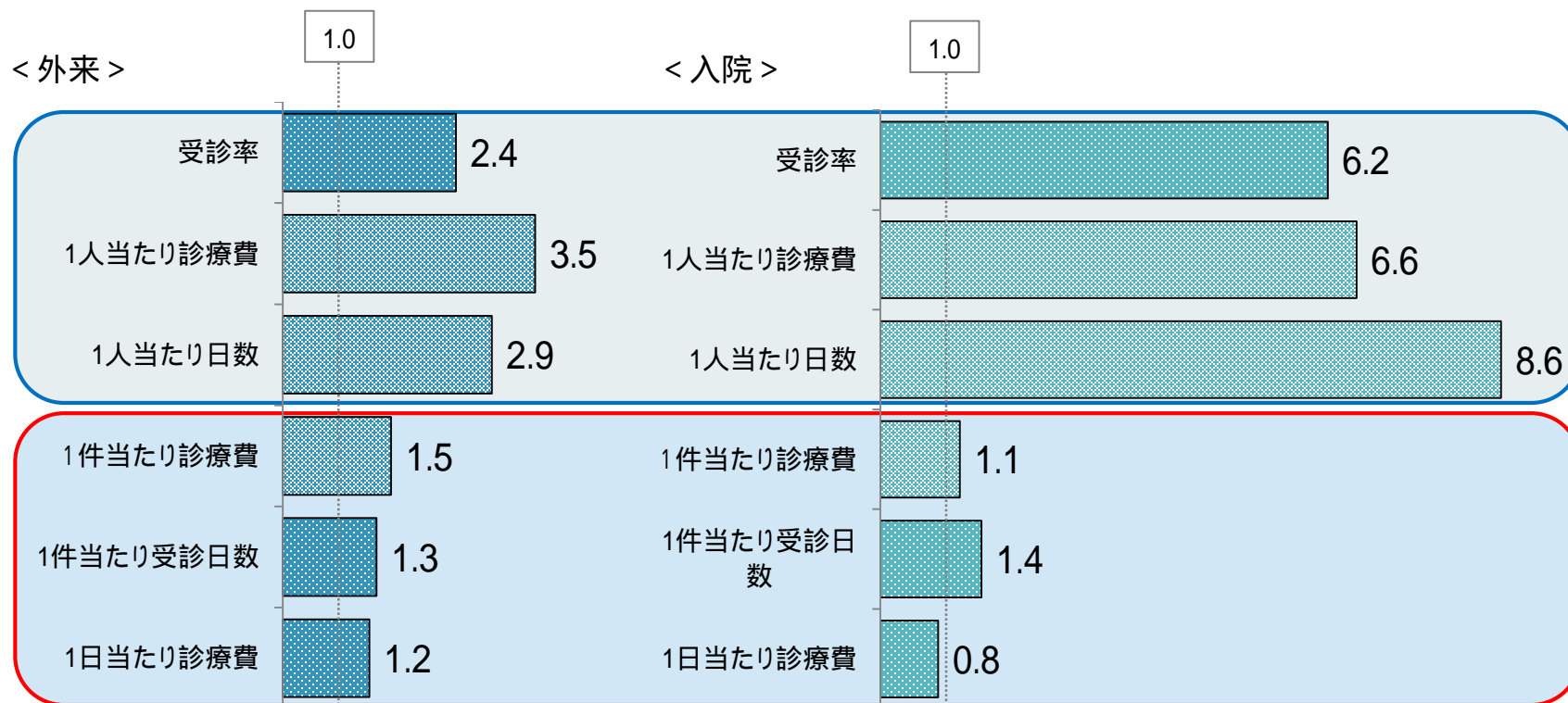
注:後期高齢者は75歳以上の数値としている。

若人と比較した後期高齢者医療の特性

後期高齢者は若人(後期高齢者以外の者)に比べて受診率が高く、入院・外来とも、1人当たりで見ると診療費や日数に大きな差がある。

これは受診率の違いが主な原因であり、実際に診療を受けたレセプト1件当たりで見ると、受診日数や診療費に大きな差はない。

若人を1とした場合の後期高齢者医療の値(倍)



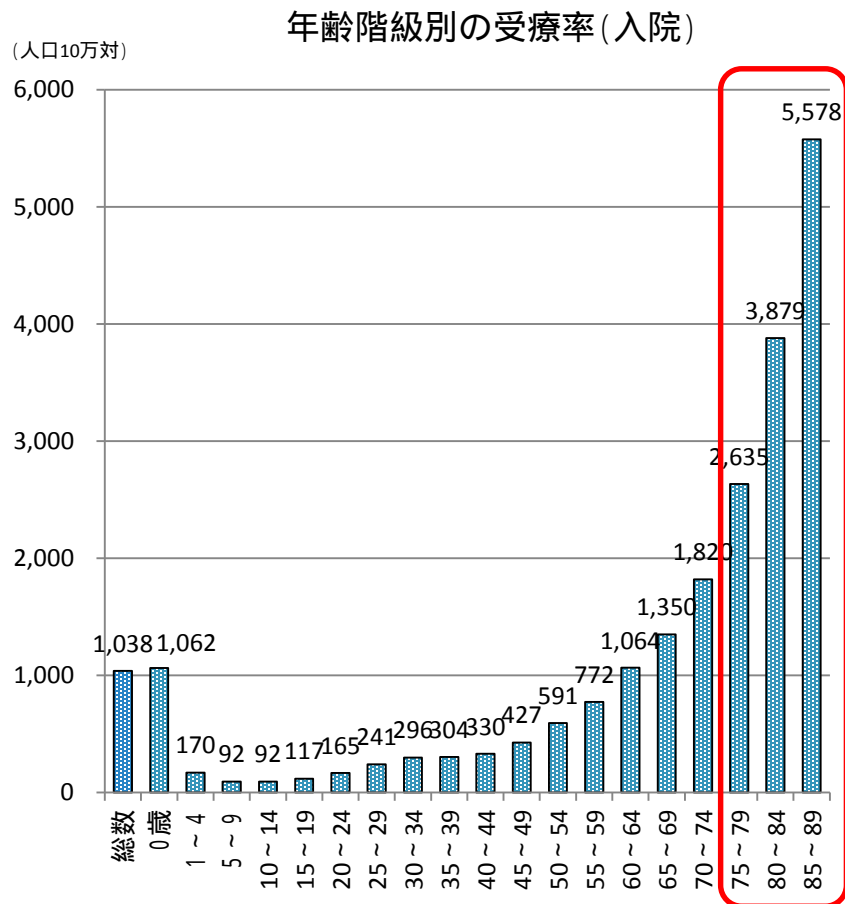
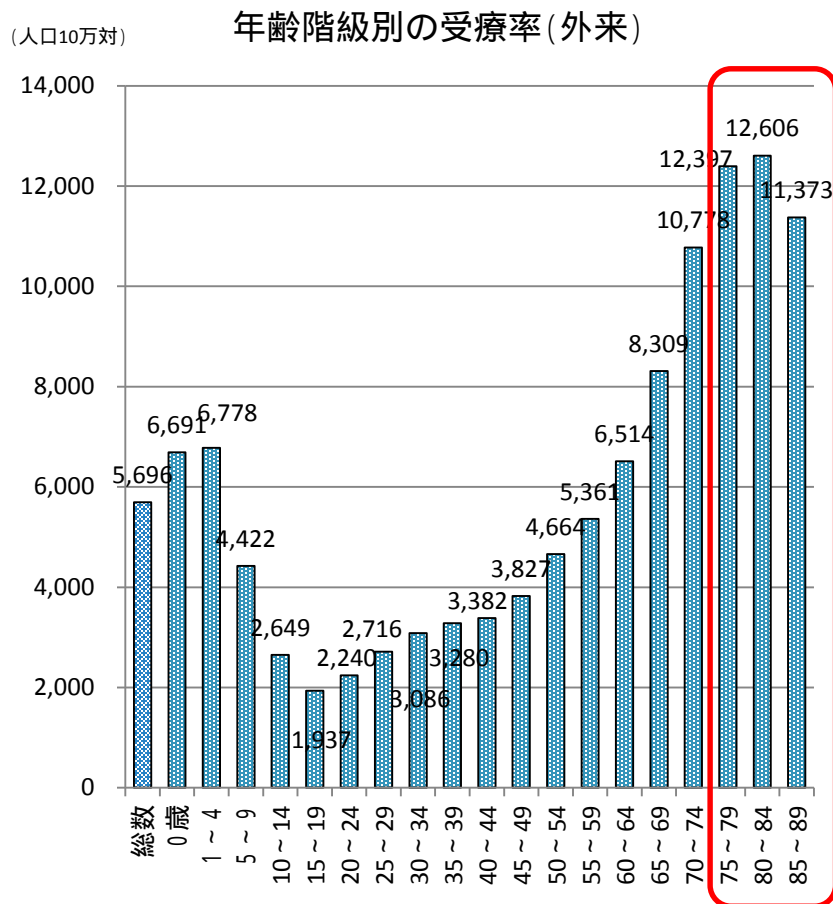
1 後期高齢者とは後期高齢者医療制度の被保険者であり、若人とは後期高齢者医療制度以外の医療保険加入者である。

2 入院は、入院時食事療養費・入院時生活療養費を含んでおり、外来は、入院外(医科)及び調剤費用額の合計である。

出典:「医療保険に関する基礎資料 ~平成27年度の医療費等の状況~」(平成29年12月)をもとに作成。

外来受療率・入院受療率の比較

受療率は、特定の日に、人口10万人に対して何人が診療行為を受けているかを示したもの。
 受療率は加齢に伴い増加する傾向にあるが、特に入院受療率は後期高齢期になって増加する率
 が大きい傾向にある。



出典: 患者調査(平成26年)

高齢者医療制度の財政

国保と被用者保険の二本立てで国民皆保険を実現しているが、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢期になると国保に加入するといった構造的な課題がある。このため、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上について現役世代からの支援金と公費で約9割を賄うとともに、65歳～74歳について保険者間の財政調整を行う仕組みを設けている。

旧老人保健制度において「若人と高齢者の費用負担関係が不明確」といった批判があったことを踏まえ、75歳以上を対象とする制度を設け、世代間の負担の明確化等を図っている。

後期高齢者医療制度

<対象者数>

75歳以上の高齢者 約1,750万人

<後期高齢者医療費>

17.2兆円(平成30年度予算ベース)

給付費 15.8兆円

患者負担 1.4兆円

<保険料額(平成30・31年度見込)>

全国平均 約5,860円/月

基礎年金のみを受給されている方は約380円/月

前期高齢者に係る財政調整

<対象者数>

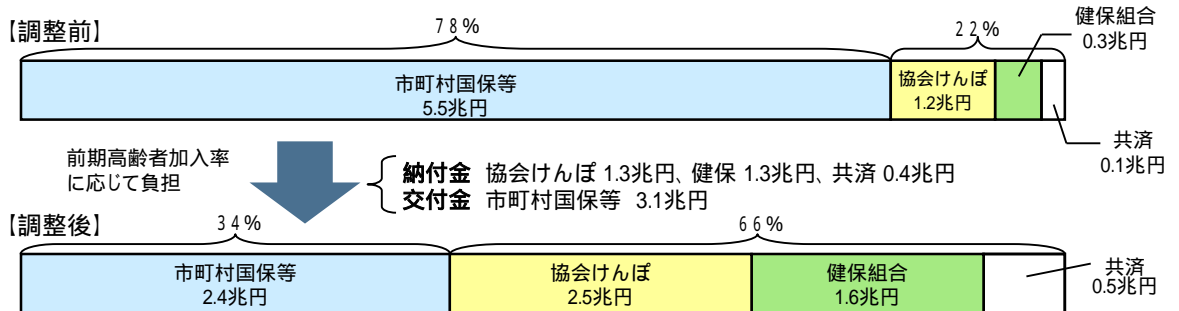
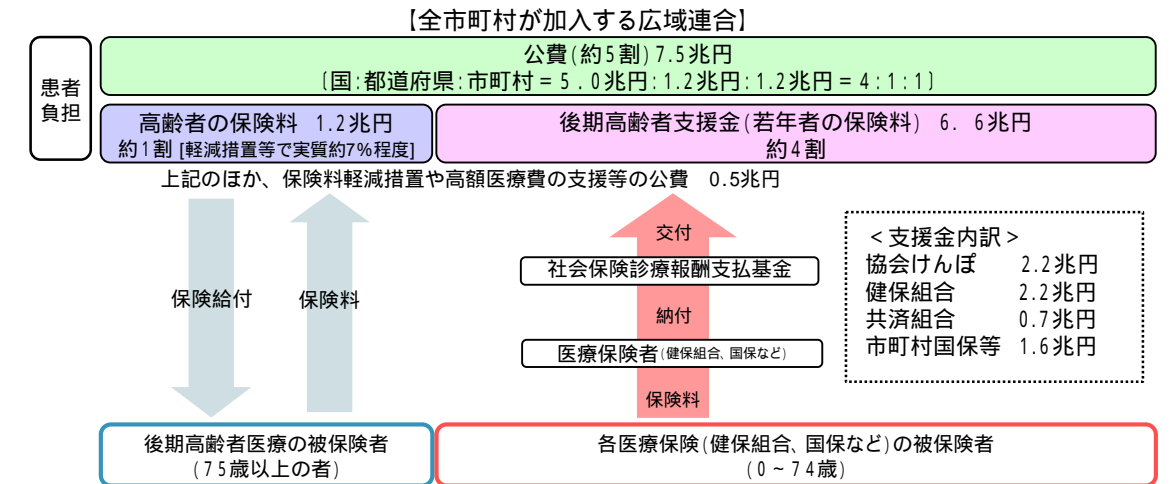
65～74歳の高齢者

約1,700万人

<前期高齢者給付費>

7.0兆円

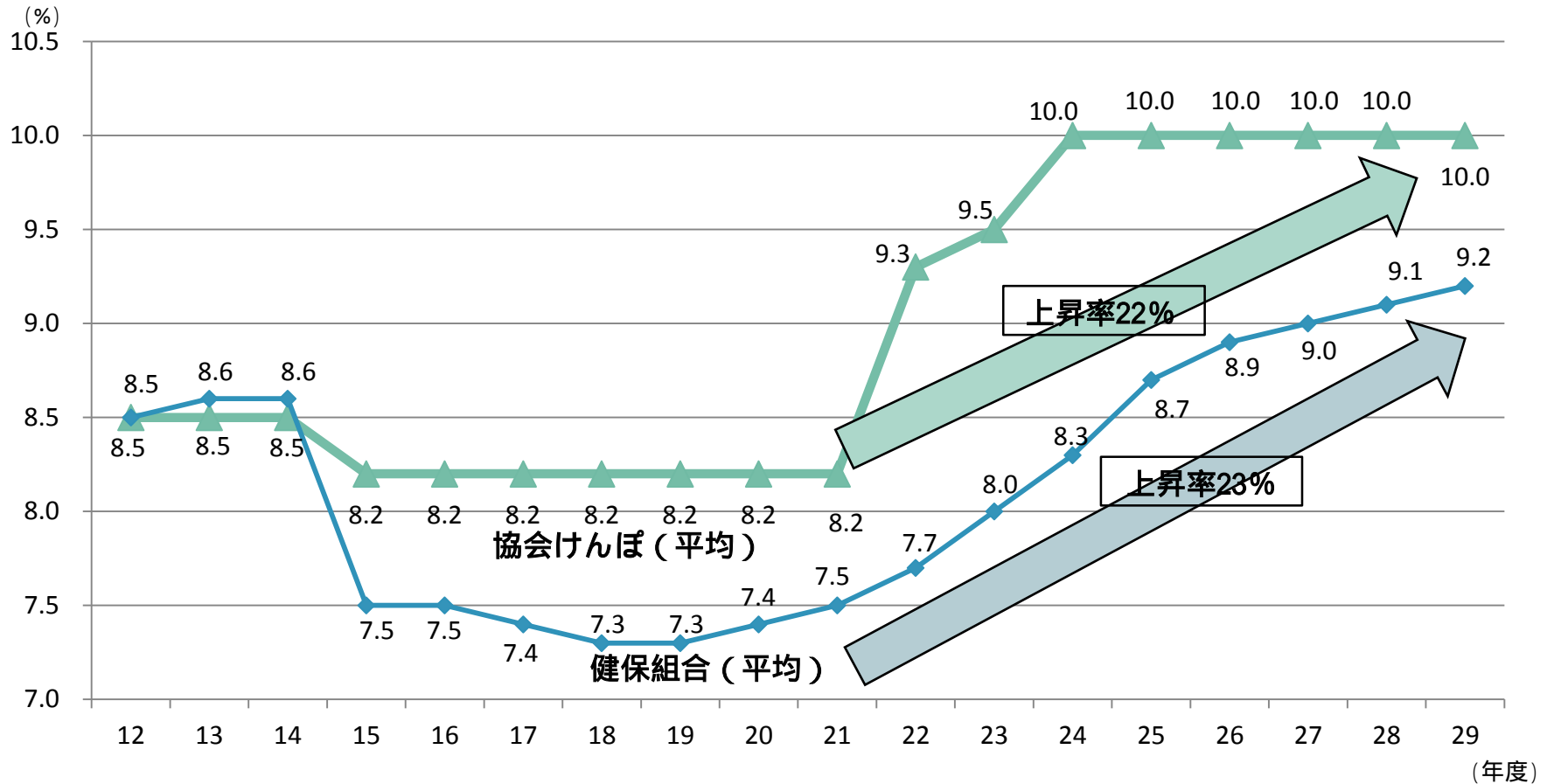
(平成30年度予算ベース)



各医療保険者が負担する後期高齢者支援金は、後期高齢者支援金に係る前期財政調整を含む。

協会けんぽと健康保険組合の保険料率の推移

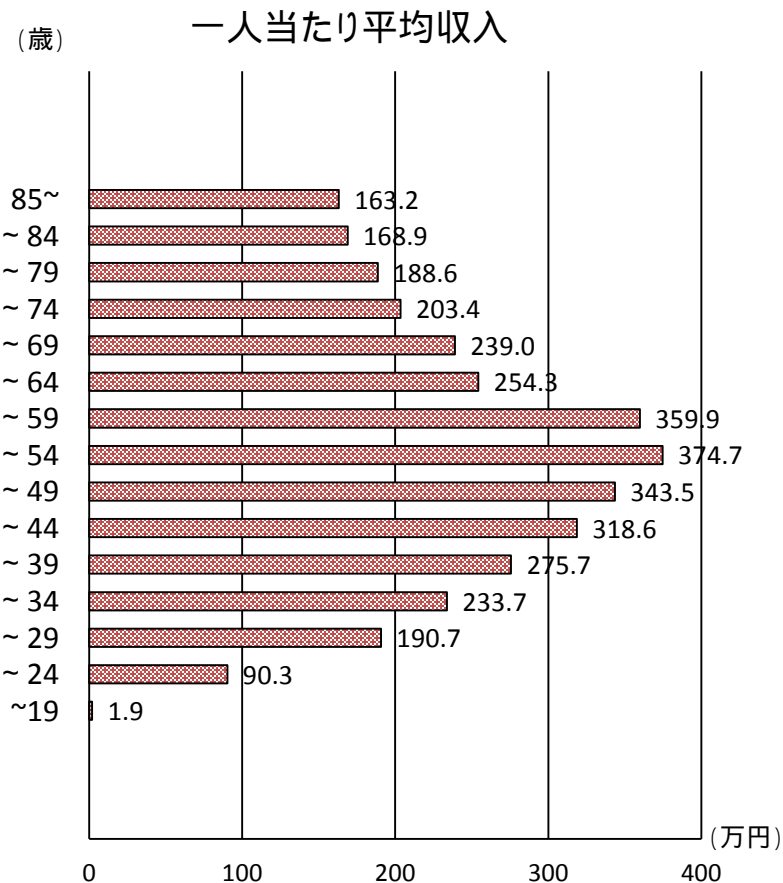
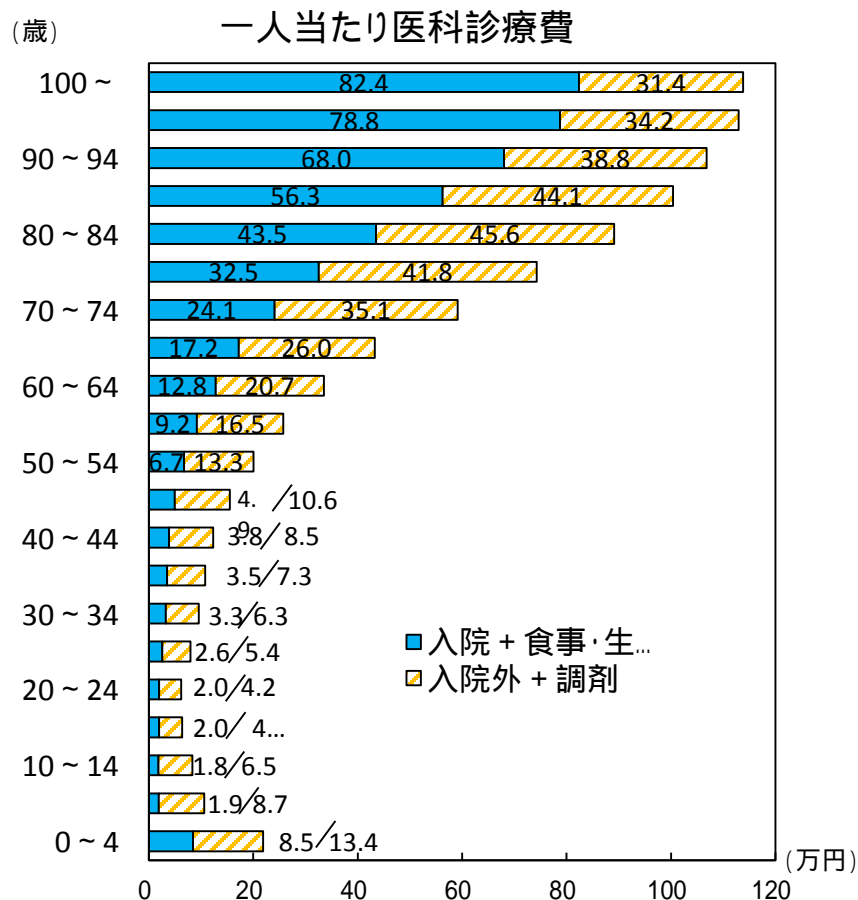
近年、協会けんぽ、健保組合ともに保険料率を引き上げている（協会けんぽは、24年度以降10.0%で推移）。



- (1) 平成15年度に保険料率が下がっているのは、総報酬制（賞与にも月収と同じ保険料率を賦課）の導入によるものである。
- (2) 健康保険組合の保険料率（調整保険料率含む）は、平成28年度までは決算、平成29年度は決算見込集計の数値である。
- (3) 協会けんぽは全国平均の保険料率である。（平成29年度 最高：佐賀支部 10.47% 最低：新潟支部 9.69%）

年齢階級別の1人当たり医科診療費及び平均収入について

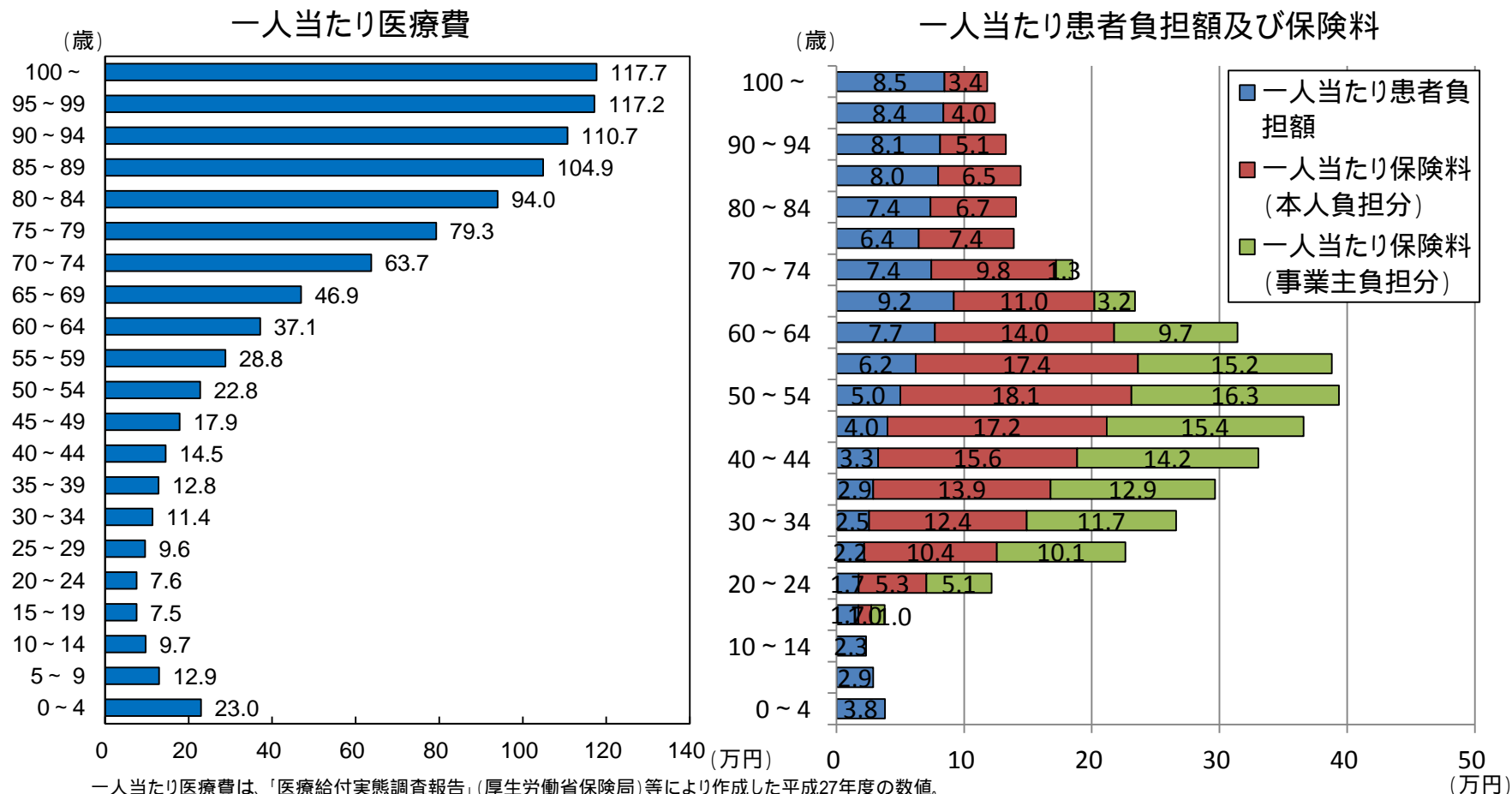
一人当たり医科診療費は高齢になるほど上昇し、70歳代までは入院外の割合が高いが、80歳代後半以降は入院の割合が高い。



一人当たり医科診療費は医療保険に関する基礎資料～平成27年度の医療費等の状況～による。
一人当たり平均収入額は、平成28年国民生活基礎調査(抽出調査)による平成27年の数値。

年齢階級別の1人当たり医療費・患者負担額及び保険料について

年齢階級別に、患者負担額に保険料を加えた負担の額をみると、現役世代の負担が多い。ただし、これは、高齢期に増加する医療費が、社会連帯の精神に基づく後期高齢者支援金を通じて、現役世代の保険料によっても賄われていることによるもの。



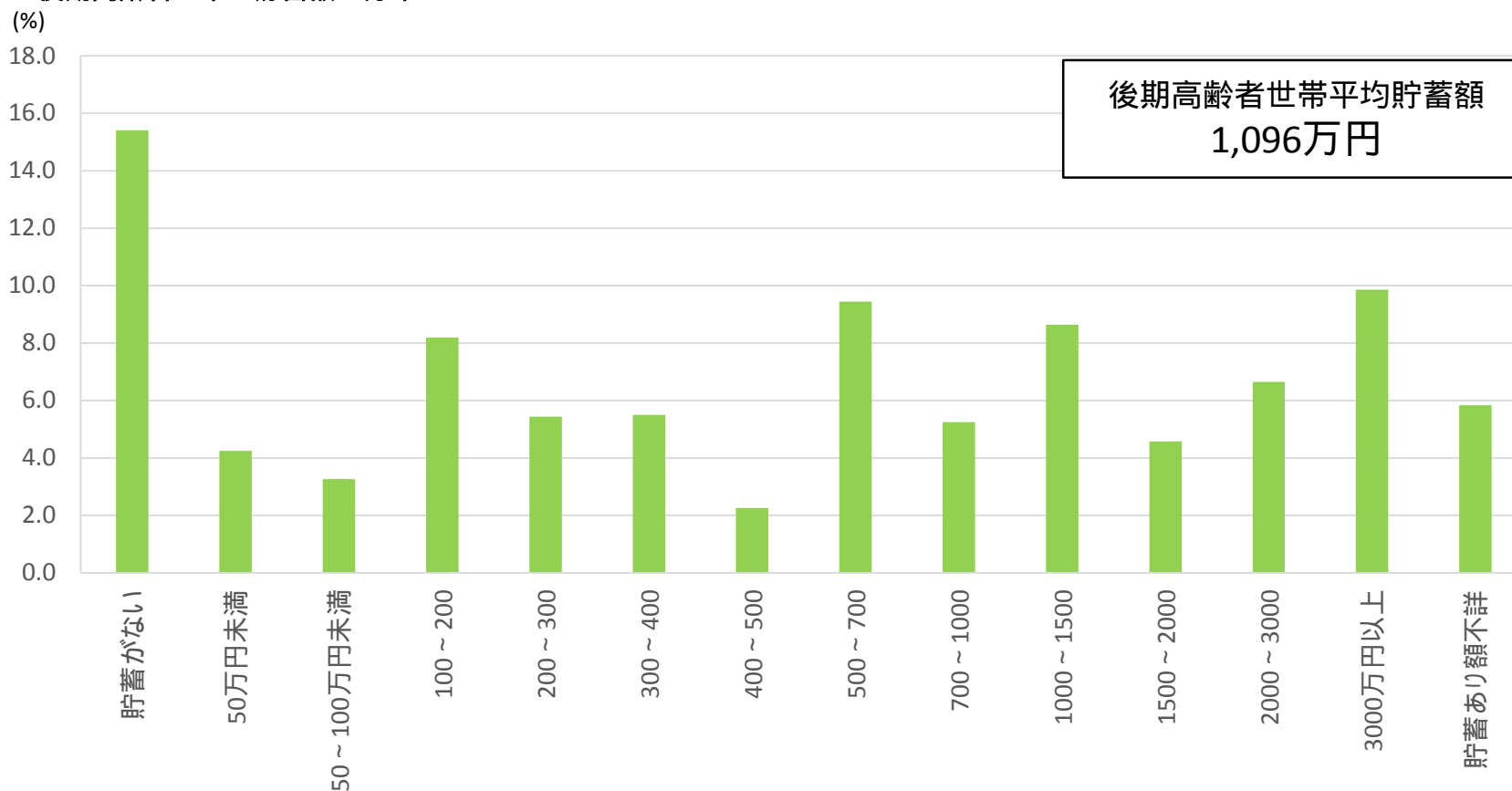
一人当たり医療費は、「医療給付実態調査報告」(厚生労働省保険局)等により作成した平成27年度の数値。
 一人当たり患者負担額及び保険料は、「医療保険に関する基礎資料」(厚生労働省保険局)に基づき作成した平成27年度の数値。

金融資産等の保有状況を考慮に 入れた負担の在り方について

後期高齢者世帯の貯蓄の状況

後期高齢者世帯における平均貯蓄額は約1,100万円。
分布においては貯蓄がない者と高額貯蓄の者の割合が高い。

<後期高齢者世帯の貯蓄額の分布>

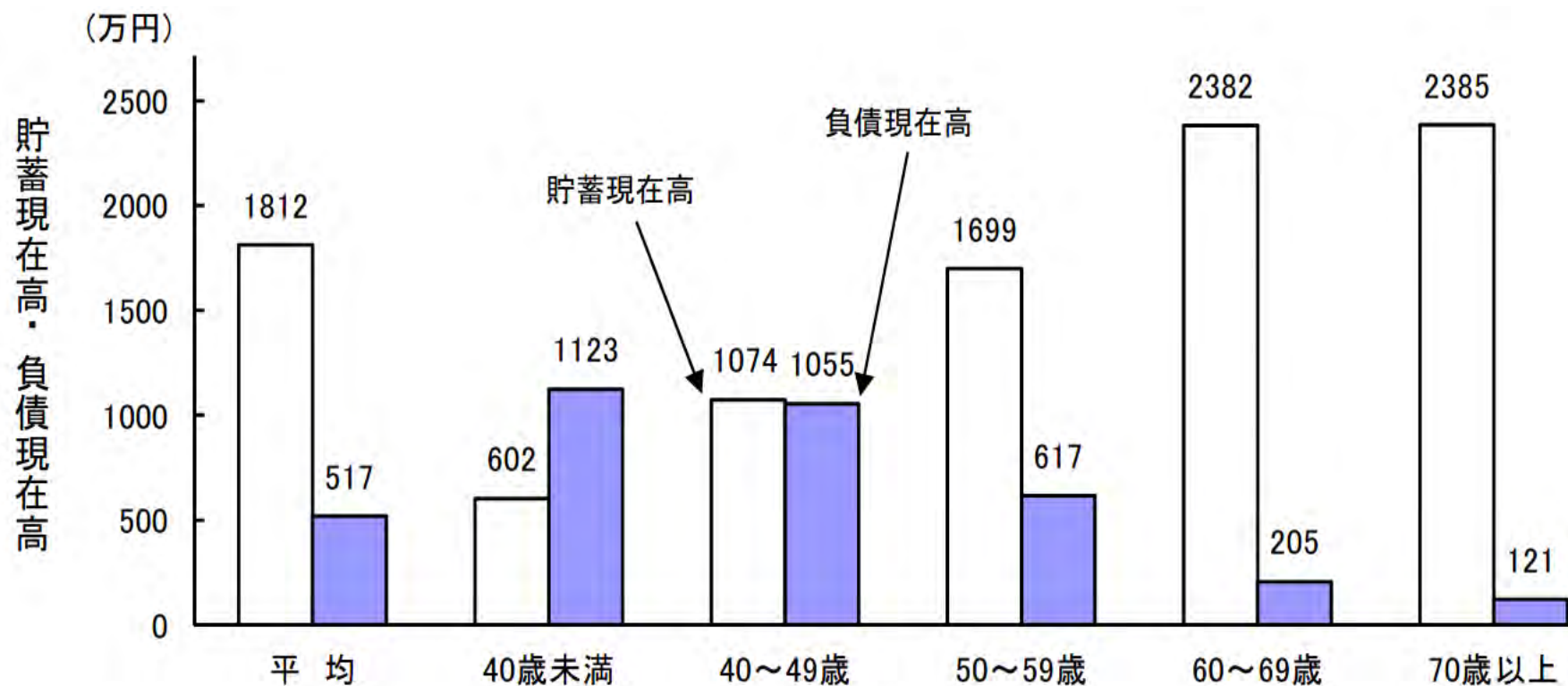


後期高齢者世帯とは、75歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
出典：平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)の調査票情報を厚生労働省保険局調査課において独自集計したものの。

世帯主の年齢階級別貯蓄・負債現在高(2人以上の世帯)

2人以上世帯における貯蓄現在高は、40歳未満の世帯が602万円であるのに対し、60歳～69歳の世帯は2,382万円、70歳以上の世帯は2,385万円となっている。

また、負債額は40歳未満が最も多く、それ以降は年齢階級が高くなるに従って少なくなる。



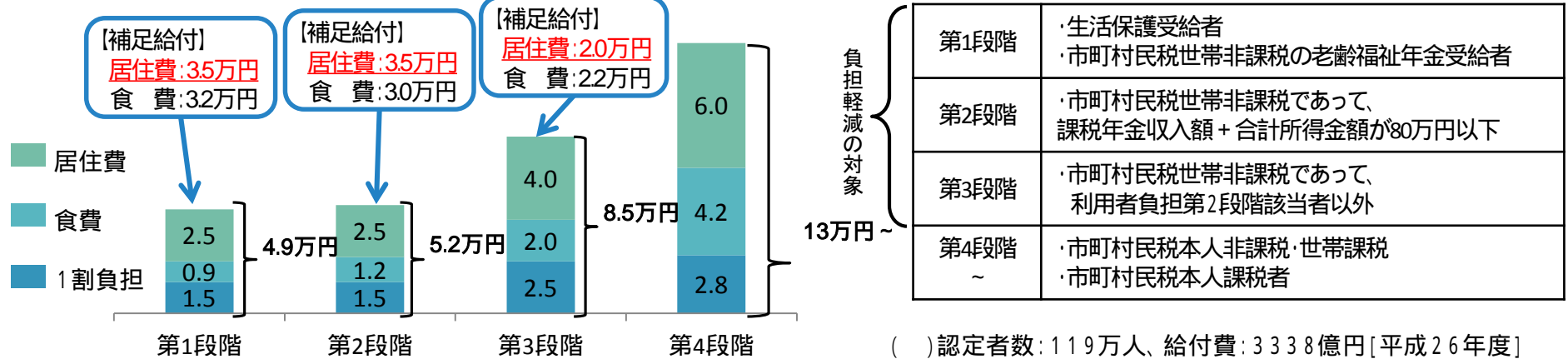
(出典)総務省「家計調査年報(貯蓄・負債編)」平成29年(2017年)

介護保険における平成26年改正における補足給付の見直し(平成27年8月施行(一部平成28年8月))

平成28年8月19日
介護保険部会資料(一部改変)

施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

< 現在の補足給付と施設利用者負担 > ユニット型個室の例



< 要件の見直し >

預貯金等

一定額超の預貯金等(単身では100万円超、夫婦世帯では200万円超)がある場合には、対象外。本人の申告で判定。金融機関への照会、不正受給に対するペナルティ(加算金)を設ける

配偶者の所得

施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外

非課税年金収入

補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金(遺族年金・障害年金)も勘案する

、 :平成27年8月施行、 :平成28年8月施行

医療保険及び介護保険における食事・居住に係る給付の比較

医療保険では、病院等における食事・居住サービスは、入院患者の病状に応じ、医学的管理の下に保障する必要があることから、保険給付の対象としつつ、在宅でもかかる費用として、食費及び居住費（ ）を自己負担としている。

（ ）居住費（光熱水費相当額）は療養病床のみが対象。

介護保険では、介護保険施設等における食事・居住サービスは、在宅との公平性等の観点から、保険給付の対象外（原則自己負担）としつつ、福祉的な観点から、低所得者に対して補足給付を支給。

	医療保険 (入院時生活療養費)	介護保険 (介護施設における補足給付)
食事・居住サービス	保険給付の対象	保険給付の対象外（原則自己負担）
給付の性質	食事の提供、温度・照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養（健保法第63条第2項）	福祉的な観点からの低所得者の負担軽減措置
給付主体	健康保険組合、協会けんぽ、共済組合、市町村、国保組合、広域連合	市町村
負担の減額対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者（住民税非課税者、老齢福祉年金受給者） ・病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医療的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者 ・指定難病の患者 	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者（ ）（住民税非課税者、老齢福祉年金・生活保護受給者） （ ）低所得者の判定に当たっては、預貯金等を勘案

預貯金口座への付番について

預貯金口座への付番については、社会保障制度の所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点等から、金融機関の預貯金口座をマイナンバーと紐付け、金融機関に対する社会保障の資力調査や税務調査の際にマイナンバーを利用して照会できるようにすることにより、現行法で認められている資力調査や税務調査の実効性を高めるものである。また、預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づき、預貯金口座の名寄せ事務にも、マイナンバーを利用できるようにするものである。

【行政機関等】

〔預金保険機構・
農水産業協同組
合貯金保険機構〕



〔地方自治体・
年金事務所等〕



〔税務署〕



マイナンバー付で
預貯金情報を照会

【社会保障給付関係法律・
預金保険関係法令改正】
マイナンバーが付された預
貯金情報の提供を求める
ことができる旨の照会規定
等を整備

【マイナンバー法改正】

預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を、マイ
ナンバー法における「個人番号利用事務実施者」として位置付
け、マイナンバーの利用を可能とする など

【金融機関】



【国税通則法・地方税法改正】

照会に効率的に対応することができるよ
う、預貯金情報をマイナンバーにより検索
可能な状態で管理する義務を課す

【顧客名簿】

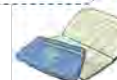
預金者名	個人番号	種類	口座番号	残高
〇〇 〇〇	1234 …… ……	普通	123…	〇〇円
		定期	456…	〇〇円
×× ××	9876 …… ……	普通	987…	××円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

番号を
告知



預貯金者は、銀行等の
金融機関から、マイナンバー
の告知を求められる
※ 法律上、告知義務
は課されない

番号を
告知



【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預貯金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預貯金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定。

金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担の在り方について

昨年の医療保険部会では、「医療保険において、介護保険における補足給付と同様の金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの適用拡大を行うこと」について議論し、実務的な課題、制度的な課題及び財政効果に関する課題について以下のようなご意見があったところ。

【主なご意見】

(実務的な課題について)

負担能力に応じた負担を求める観点から、将来的にはマイナンバーを活用した金融資産等を勘案する仕組みを考えるべきではないか。

市町村が運営している介護保険とは異なり、被用者保険者が金融資産を把握するのは現実的ではないのではないかと。

現状では金融資産を正確に把握する仕組みはなく、自己申告ベースであることを考えると、時期尚早ではないかと。

(制度的な課題について)

介護保険では、低所得者への補足給付が福祉的・経過的な性格を有することに鑑みて資産勘案を行っているが、医療保険において保険給付としている入院時の食費・居住費とはそもそも性格が異なるのではないかと。

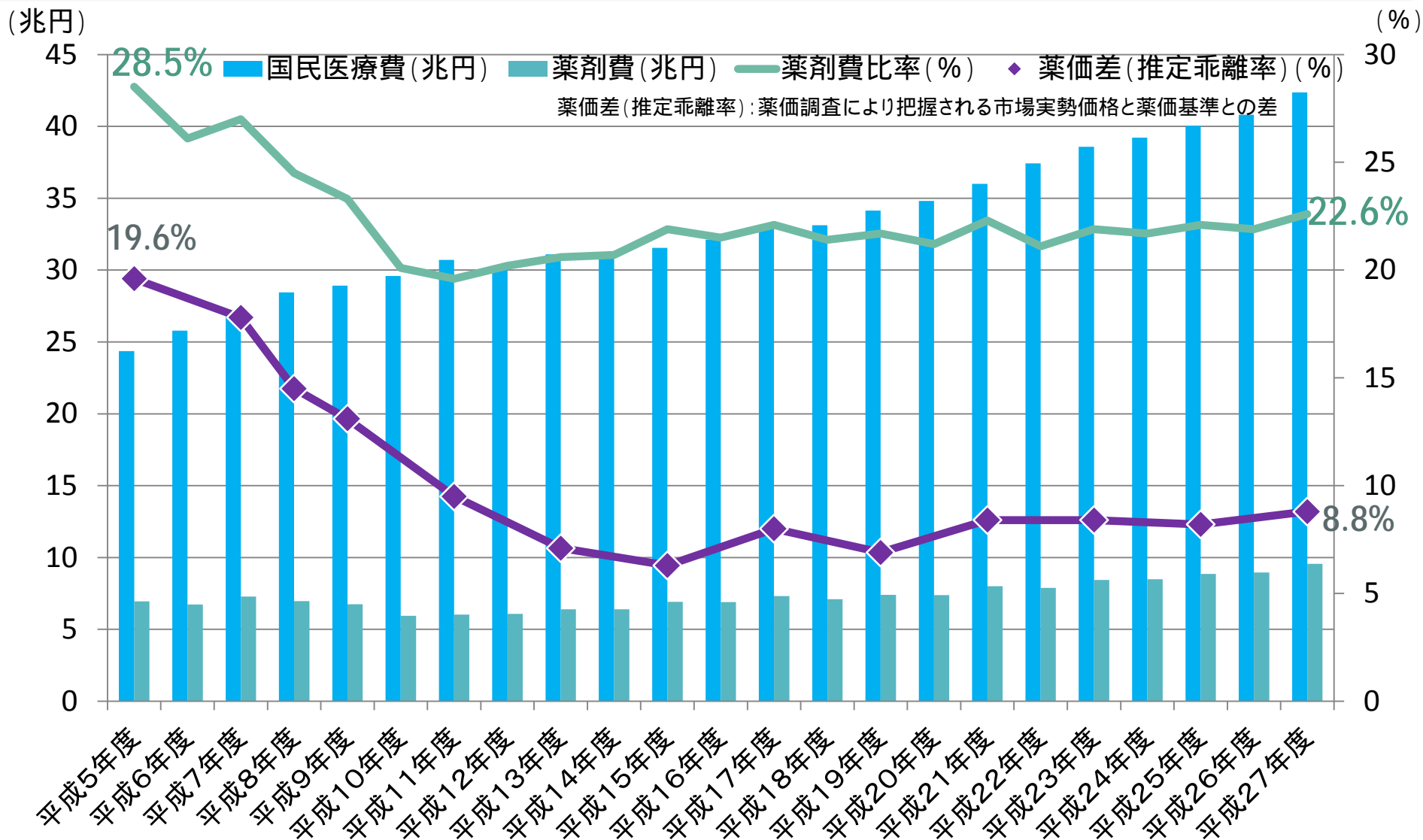
(財政効果に関する課題について)

事務負担の増加に比して、財政効果はあまり見込めないのではないかと。

改革工程表では、「マイナンバーの導入等の正確な金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、引き続き、医療保険制度における負担への反映方法」について検討することとなっているが、昨年の議論も踏まえつつ、この点についてどう考えるか。

薬剤の自己負担について

薬剤費比率の年次推移

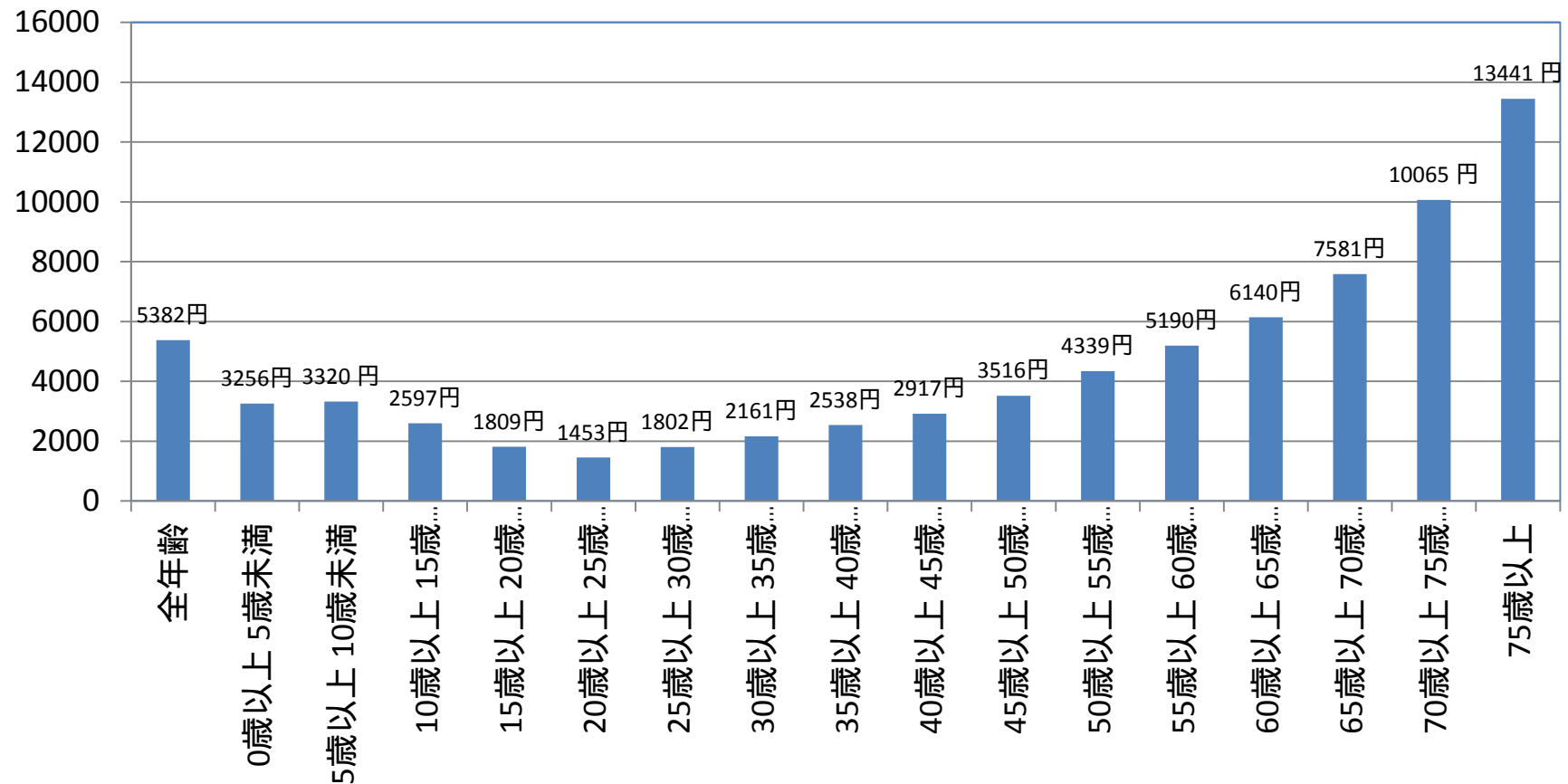


中医協 薬 - 2 29.8.9資料の「薬剤費及び推定乖離率の年次推移」を基に作成
 (DPCを始めとする薬剤費が入院料に包括して算定される場合の薬剤費は含まれていない。)

年齢階級別人口1人当たり調剤医療費(平成29年3月)

年齢階級別に調剤医療費を見てみると、高齢になるほど高くなっている。

(円)



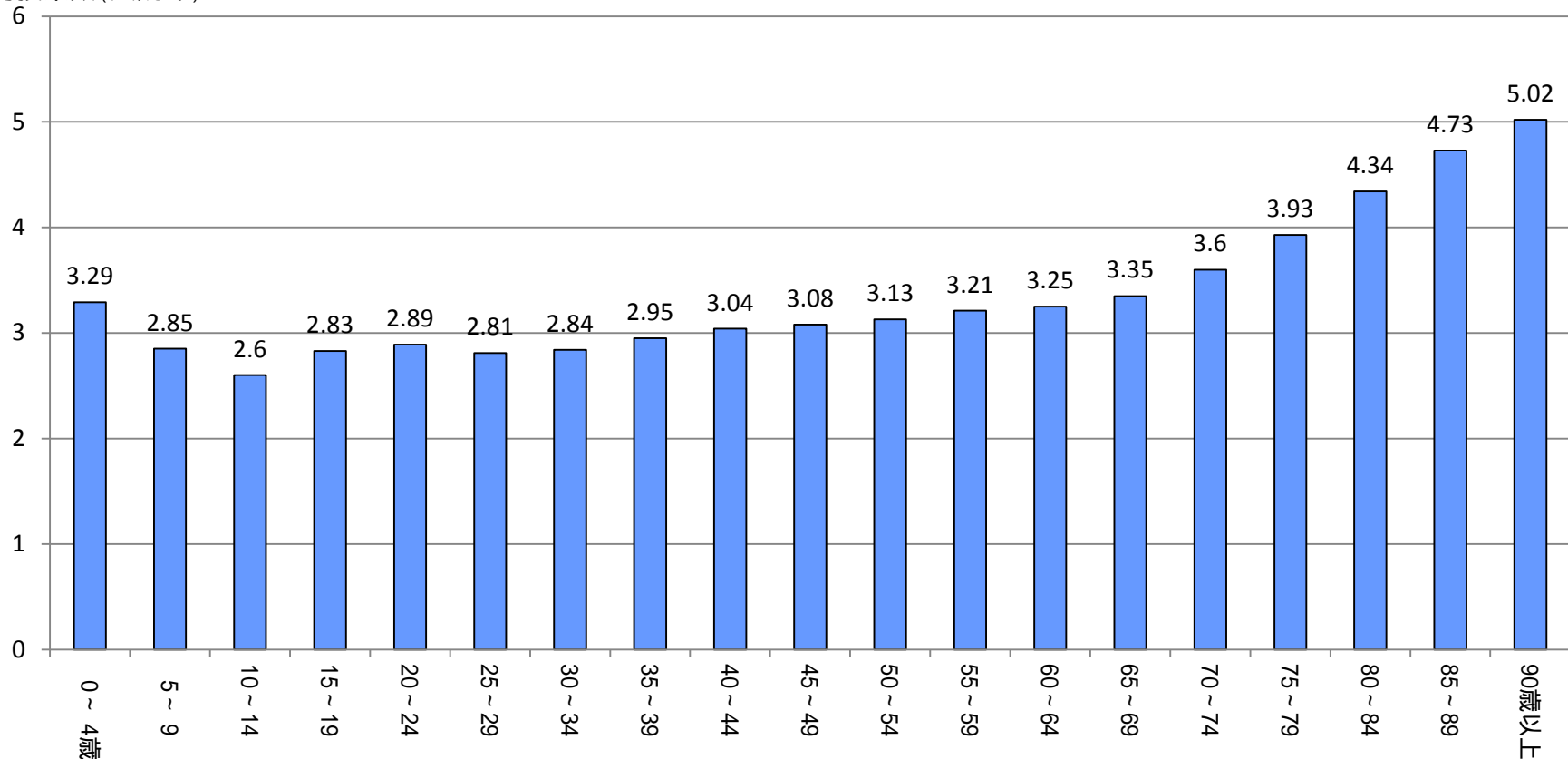
「調剤医療費の動向(2017年3月号)」(厚生労働省保険局調査課)、「人口推計(2017年3月確定値)」(総務省統計局)を基に作成

年齢別の投薬数(平成28年6月)

0歳から14歳までは投薬数が減少し、15歳から64歳まではほぼ横ばい。65歳以降は高齢になるほど投薬数が増加し、80歳からは平均投薬数は4を超える。

年齢別平均投薬数(1レセプト当たり)

平均投薬数(入院外)

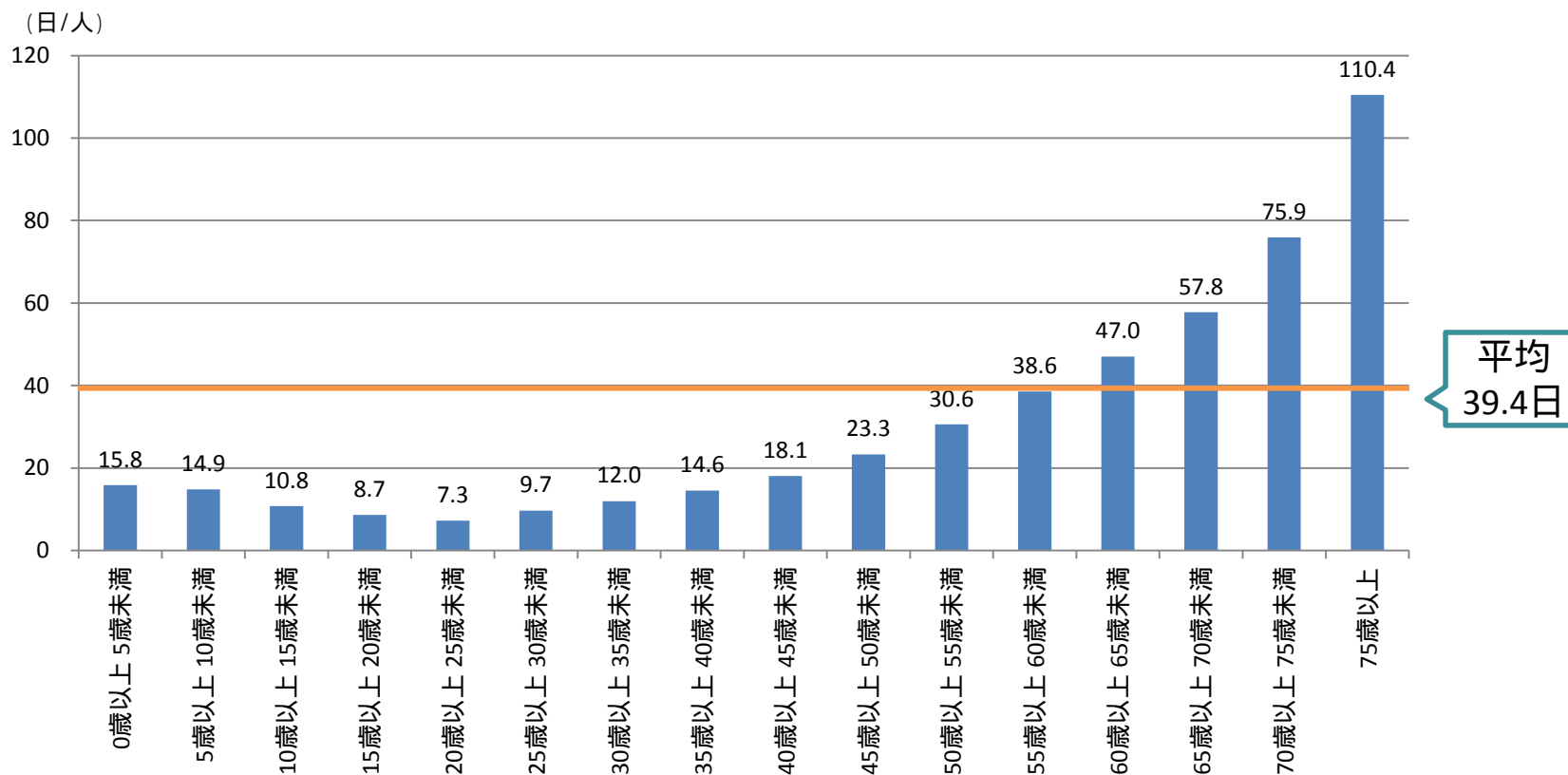


出典: 社会医療行為別統計(平成28年6月審査分)第7表

年齢階級別人口1人当たり内服薬投薬延べ日数(平成30年3月)

特定の月(平成30年3月)における人口1人当たり投薬延べ日数(投薬数×日数)を年齢階級別にみると、75歳以上の投薬延べ日数は、全年齢平均の約3倍。

< 年齢階級別人口1人当たり内服薬投薬延べ日数(平成30年3月) >



出典:「調剤医療費の動向(平成30年3月号)」、(厚生労働省保険局調査課)、「人口推計(平成30年3月確定値)」、(総務省統計局)を基に作成

医療費の一部負担(自己負担)割合について

それぞれの年齢層における、医療費の一部負担(自己負担)割合は、以下のとおり。

- ・ 75歳以上の者は、1割(現役並み所得者は3割。)
- ・ 70歳から74歳までの者は、2割(現役並み所得者は3割。)
- ・ 70歳未満の者は3割。6歳(義務教育就学前)未満の者は2割。

平成26年4月以降70歳となる者が対象。これまで、予算措置により1割に凍結してきたが、世代間の公平を図る観点から止めるべき等との指摘を踏まえ、平成26年度から、高齢者の生活に過大な影響が生じることのないよう配慮を行った上で、段階的に2割とした。

	一般・低所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	3割負担
70歳	2割負担 平成26年4月以降70歳になる者から	
	3割負担	
6歳 (義務教育就学前)	2割負担	

医療保険制度における自己負担の推移

～昭和47年 12月		昭和48年1月～		昭和58年2月～		平成9年9月～		平成13年1月～		平成14年 10月～		平成15年 4月～		平成18年 10月～		平成20年4月～	
老人医療費 支給制度前		老人医療費支給制度 (老人福祉法)		老人保健制度													
国保	3割	高齢者	なし	入院300円/日 外来400円/月	1,000円/日 500円/日 (月4回まで) +薬剤一部負担	定率1割負担 (月額上限付き) *診療所は定額制を 選択可 薬剤一部負担の廃止 高額医療費創設	定率1割負担 (現役並み所得者2割)	定率1割負担 (現役並み所得者3割)	75歳以上	後期高齢者 医療制度		1割負担 (現役並み所得者3割)					
	被用者本人									定額負担	2割負担 (現役並み所得者3割) 平成26年3月末までに70歳に 達している者は1割 (平成26年4月以降70歳にな る者から2割)						
被用者家族		5割	若人	国保	3割 高額療養費創設(S48～)		入院3割 外来3割+薬剤一部負担 (3歳未満の乳幼児2割(H14年10月～))		3割 薬剤一部負 担の廃止	3割	70歳未 満	3割 (義務教育就学前2割)					
	被用者本人			定額	1割(S59～) 高額療養費創設		入院2割 外来2割+薬剤一部負担										
	被用者家族			3割(S48～) 高額療養費創設	入院2割(S56～) 外来3割(S48～)		入院2割 外来3割+薬剤一部負担 (3歳未満の乳幼児2割(H14年10月～))										

- (注) ・昭和59年に特定療養費制度を創設。将来の保険導入の必要性等の観点から、従来、保険診療との併用が認められなかった療養について、先進的な医療技術等にも対象を拡大し、平成18年に保険外併用療養費制度として再構成。
- ・平成6年10月に入院時食事療養費制度創設、平成18年10月に入院時生活療養費制度創設
 - ・平成14年10月から3歳未満の乳幼児は2割負担に軽減、平成20年4月から義務教育就学前へ範囲を拡大

薬剤一部負担に係る経緯

平成8年6月21日	「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方について(第2次報告)」(医療保険審議会)	薬剤に係る患者負担については、医薬品の適正使用と薬剤費の適正化の観点から、(中略)見直しが必要であり、その具体的内容について幅広い検討が必要ではないか。
平成8年7月31日	「今後の医療保険制度について」(医療保険審議会)	〔主な施策メニュー〕 薬剤に係る患者負担3割又は5割
平成8年11月27日	「今後の医療保険制度のあり方と平成九年改正について(建議書)」(医療保険審議会)	薬剤給付について、給付除外ないし3～5割の患者負担を設定すること。
平成8年12月2日	「今後の老人保健制度改革と平成九年改正について(意見書)」(老人保健福祉審議会)	薬剤給付については、(中略)、医療機関・患者双方のコスト意識を喚起する一環として他の給付とは異なる負担、例えば3割程度の患者負担を設定するなどの見直しを行うことが考えられる。
平成8年12月19日	医療保険制度改革協議会(与党三党(自社さ))	(薬剤) 老人、被用者本人・家族、国保について外来薬剤1種類につき1日15円の負担
平成9年9月	薬剤一部負担導入	
平成11年7月	薬剤臨時特例措置(予算措置)	高齢者の薬剤一部負担を予算措置により免除。
平成11年10月13日	「医療保険制度抜本改革の基本的考え方」(自民党医療基本問題調査会・社会部会とりまとめ)	薬剤別途負担を廃止するとともに、その財源確保にかんがみ、老人医療の自己負担は上限定額を設け、おおむね1割を超えない負担とする。
平成11年12月19日	3党政策責任者会議(制度改革、診療報酬改定)	若人の薬剤一部負担の廃止については、平成12年の実施は延期し、平成14年度の医療保険制度の改正時に、所要の財源を確保した上で実施する。
平成12年12月	平成12年改正附則	平成14年度までに、この法律の施行後における薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、薬剤一部負担金を廃止するために必要な財源措置に関し検討を行い、その結果に基づいて廃止すること。
平成13年1月	高齢者の薬剤一部負担廃止	
平成15年4月	薬剤一部負担廃止	

薬剤一部負担制度の概要（平成9年～平成15年）

- 保険医療機関の外来診療や保険薬局で薬剤の支給を受ける際に、医療保険の定率負担、老人保健の定額負担(当時)のほかに、薬剤の種類数などに応じて一定額の負担を求めた。
- 平成9年9月から導入されたが、平成15年4月に廃止された。

内服薬(1日分につき)		外用薬(湿布、塗り薬等)		頓服薬(必要時に使用する鎮痛薬、解熱剤等)
1種類	0円	1種類	50円	1種類ごとに10円
2～3種類	30円	2種類	100円	
4～5種類	60円	3種類以上	150円	
6種類以上	100円			

注射、処置、手術検査等及び入院に伴う薬剤など、一定の場合に支給される薬剤については負担はなかった。

薬剤にかかる一部負担については、定率の一部負担と同様、高額療養費の自己負担限度額を計算する際の金額に含まれた。

薬剤給付の適正化の観点からのこれまでの診療報酬改定での対応

医療費適正化の観点から、「ビタミン剤の単なる栄養補給目的の投与」等について、以下の対応を行ってきている。

H24年度診療報酬改定

単なる栄養補給目的でのビタミン剤の投与

ビタミン剤については、
当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、
必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であって、
医師が当該ビタミン剤の投与が有効であると判断したとき
を除き、これを算定しない。

H26年度診療報酬改定

治療目的でない場合のうがい薬だけの処方

入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬(治療目的のものを除く)のみを投与された場合については、当該うがい薬に係る処方料、調剤料、薬剤料、処方せん料、調剤技術基本料を算定しない。

H28年度診療報酬改定

外来患者について、1処方につき計70枚を超えて投薬する湿布薬

外来患者に対して、1処方につき計70枚を超えて投薬する場合は、当該超過分の薬剤料を算定しない。ただし、医師が医学上の必要性があると判断し、やむを得ず計70枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

湿布薬の処方時は、処方せん及び診療報酬明細書に、投薬全量その他1日分の用量又は何日分に相当するかを記載する。

薬剤の自己負担の在り方に関する医療保険部会における主なご意見

OTCの配合剤の使用を促進すべきであり、それが進まない場合は、市販品類似薬や軽微な薬剤については、給付率の引下げまたは保険の対象から外すことも考えるべき。

薬剤の自己負担は議論が尽きており、薬価制度の抜本改革を主として考えるべき。

後期高齢者はジェネリックの使用率が低い、処方の際の情報提供や患者教育をしっかりとっていくべき。

セルフメディケーションを推進していく観点から、スイッチ OTC 化された医療用医薬品については、給付率の引下げでなく、保険適用から外すべき。

保険給付の対象外とすることは疑問。

平成 14 年改正法附則の趣旨から保険外しは反対。特に高齢者は服薬管理の問題もあり、慎重に考えるべき。

まずは、後発品の使用促進や不適切な重複投薬や多剤投薬等の削減に努めて薬剤費を下げていくべき。

有効性の高い高額薬剤は 貧富の差によって使用の可否が決まらないよう、公的保険の趣旨から保険適用をしていくべきであり、そうであるなら、症状の軽い方に使う薬は、保険から外したり、給付率を下げたりするなどバランスを取るべき。14 年改正法附則の法改正も含めて議論すべき。

限られた財源の中で給付を重点化する観点から、スイッチ OTC、湿布、うがい薬などの市販品類似薬は、給付率の引下げや保険給付の適用外とすることを検討すべき。また、全世代型の社会保障制度の構築という観点から、負担能力に応じた負担構造へと見直しを図るべきであり、高齢者の薬剤の自己負担のあり方についても広く見直していく必要がある。

一般的に、高齢者は、多くの薬剤が使われており、全体としての負担が大きいにも関わらず後発品の使用割合が低いのは、自己負担割合が低いからと考えられる。一方、OTC の有無によって保険適用を決めるのは、治療の必要性によって保険適用を決めるという原則に反するのではないか。

現役被用者の報酬水準に応じた
保険料負担の公平を図るための
課題の結論

高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

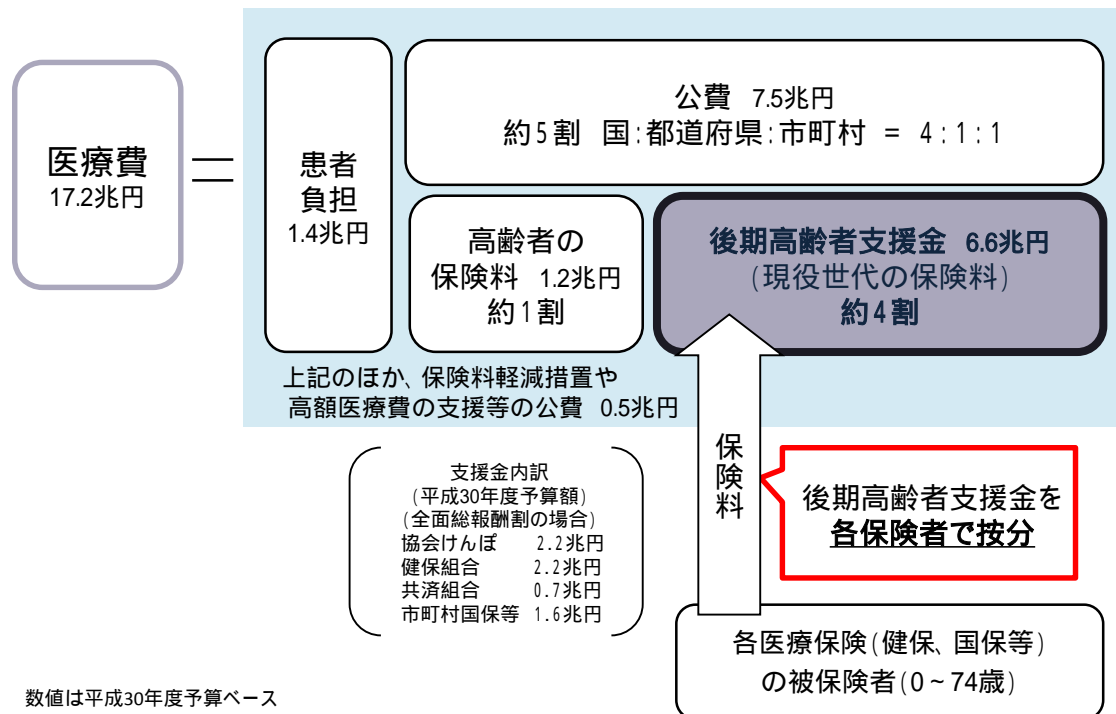
被用者保険者の後期高齢者支援金について、より負担能力に応じた負担とする観点から、**総報酬割部分を平成27年度に2分の1、平成28年度に3分の2に引き上げ、平成29年度から全面総報酬割を実施**

あわせて、全面総報酬割の実施時に、前期財政調整における前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率を加味した調整方法に見直す

全面総報酬割による国費約2,400億円()のうち約1,700億円は国保への財政支援の拡充に充てる(29年度～)

制度改正時の見込み

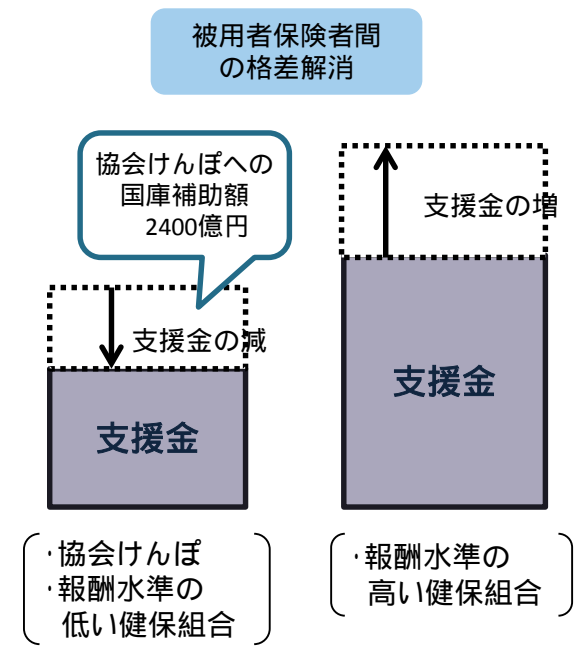
【後期高齢者医療制度の医療費の負担の仕組み】



数値は平成30年度予算ベース

後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施

(保険者の総報酬額の多寡に応じて支援金を負担)



被用者保険者への支援

平成30年度予算額：837億円
(平成29年度予算額：839億円)

被用者保険の負担が増加する中で、**拠出金負担の重い被用者保険者への支援**を実施

- ・**制度化分**として平成29年度から**100億円**。
- ・平成27年度は**新規分**として約110億円。全面総報酬割が実施された平成29年度から**600億円**。
- ・これに加え、既存の高齢者医療運営円滑化等補助金(**既存分**)が平成29年度から**120億円**。

具体的には、

平成29年度から**拠出金負担が重い保険者への負担軽減対策の対象を拡大し、拡大分に該当する保険者の負担を保険者相互の拠出と国費の折半により軽減**する(枠組みを法律に規定し、制度化を行う。)とともに、

平成27年度から**高齢者医療運営円滑化等補助金を段階的に拡充し、前期高齢者納付金の負担軽減を図る**

拠出金負担の軽減(制度化)

100億円
(平成30年度)

現在、保険者の支え合いで、拠出金負担(後期高齢者支援金、前期高齢者納付金)の特に重い保険者(上位約6%)の負担軽減を実施。

この対象を**拡大し**、**1、拡大分に該当する保険者の負担軽減の費用は、保険者の支え合い** **2と国費で折半**する。

1 拡大分は、国費を投入することから、財政力(総報酬)が平均以下の保険者に限定。平成30年度の対象は、財政力(総報酬)が平均以下の上位8.03%。

2 保険者の支え合い部分に各保険者の医療費水準を反映。

前期高齢者納付金負担の軽減

600億円
(平成30年度)

高齢者医療運営円滑化等補助金を段階的に拡充。

前期納付金負担の負担増の緩和のため、前期高齢者納付金負担の伸び(負担が重い保険者に高い助成率を適用)に着目した負担軽減を実施。